

平成25年第2回長与町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成25年 6月 5日  
 本日の会議 平成25年 6月 5日  
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 饗庭 敦子 議員  | 2番 安部 都 議員   | 3番 内村 博法 議員  |
| 5番 分部 和弘 議員  | 6番 安藤 克彦 議員  | 7番 金子 恵 議員   |
| 8番 川井 哲雄 議員  | 9番 森 謙二 議員   | 10番 西岡 克之 議員 |
| 11番 岩永 政則 議員 | 12番 喜々津英世 議員 | 13番 佐藤 昇 議員  |
| 15番 山口憲一郎 議員 | 16番 堤 理志 議員  | 17番 西田 敏 議員  |
| 18番 河野 龍二 議員 | 19番 吉岡 清彦 議員 | 20番 竹中 悟 議員  |
| 21番 山口 経正 議員 |              |              |

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会議務局長 酒井 通博 君 議事課長 浜野 洋子 君  
 参事 中山 庄治 君

説明のため出席した者

|                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 町 長 吉田 慎一 君               | 副 町 長 鈴木 典秀 君         |
| 教 育 長 黒田 義和 君             | 総 務 部 長 中山 祐一 君       |
| 企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君       | 建 設 部 長 日野 勉 君        |
| 生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君       | 教 育 次 長 吉村 邦彦 君       |
| 水 道 局 長 馬木 信一 君           | 会 計 管 理 者 松添 高明 君     |
| 企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君      | 生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君 |
| 教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君     | 政 策 推 進 室 長 荒木 重臣 君   |
| 総 務 課 長 古賀 洋 君            | 財 務 課 長 宮崎 望 君        |
| 管 財 課 長 山下多喜男 君           | 税 務 課 長 田平 俊則 君       |
| 収 納 推 進 課 長 中村 文彦 君       | 企 画 課 長 松浦 篤美 君       |
| 地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君       | 都 市 整 備 課 長 道端 和彦 君   |
| 管 理 課 長 森 浩平 君            | 農 林 水 産 課 長 浜口 務 君    |
| 福 祉 課 長 西平 隆邦 君           | 健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君   |
| 介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君       | 住 民 課 長 村山 和聡 君       |
| 教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君 | 生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君   |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 帯田 由寿 君   | 水 道 課 長 吉田 邦彦 君       |
| 下 水 道 課 長 浦川 圭一 君         | 会 計 課 長 酒井喜代彦 君       |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君  | 監 査 事 務 局 長 村田 和則 君   |

会議録署名議員

10番 西岡 克之 議員

11番 岩永 政則 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時39分

平成25年第2回長与町議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年 6月 5日(水)  
午 前 9時30分 開議

諸 報 告

1. 議 長 報 告

2. 行 政 報 告

3. 報 告 事 項

- 報告1 長与町国民保護計画の一部変更について
- 報告2 平成24年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告3 平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告4 平成24年度長与町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告5 平成24年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告6 西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について

| 日 程 | 件 名                |
|-----|--------------------|
| 1   | 会議録署名議員の指名         |
| 2   | 会 期 の 決 定          |
| 3   | 長与町行財政対策等調査特別委員会報告 |
| 4   | 一 般 質 問            |

平成 2 5 年第 2 回長与町議会定例会会期日程

会 期 6 月 5 日 ( 水 ) ~ 6 月 1 4 日 ( 金 ) 1 0 日 間

| 月 | 日  | 曜 | 時間      | 区分  | 備考   |
|---|----|---|---------|-----|--|
| 6 | 5  | 水 | 9 : 30  | 本会議 | 議長報告、行政報告、報告事項<br>一般質問 ( 5 名 )<br>( 午前 ) 岩永議員<br>( 午後 ) 安部議員<br>佐藤議員<br>・西岡議員<br>・内村議員 |
|   | 6  | 木 | 9 : 30  | 本会議 | 一般質問 ( 5 名 )<br>( 午前 ) 饗庭議員<br>( 午後 ) 河野議員<br>分部議員<br>・吉岡議員<br>・金子議員                   |
|   | 7  | 金 | 9 : 30  | 本会議 | 一般質問 ( 3 名 )<br>( 午前 ) 堤議員<br>( 午後 ) 竹中議員<br>・森議員                                      |
|   | 8  | 土 | -       | 休 会 |  |
|   | 9  | 日 | -       | 休 会 |  |
|   | 10 | 月 | 9 : 30  | 本会議 | 議案審議 ( 付託 )<br>( 全員協議会 )   |
|   | 11 | 火 | 9 : 30  | 委員会 | 付託案件審査   |
|   | 12 | 水 | 9 : 30  | 委員会 | 付託案件審査   |
|   | 13 | 木 | -       | 休 会 |  |
|   | 14 | 金 | 13 : 30 | 本会議 | 委員長報告、採決   |

一 般 質 問

| 期日     | 質 問 者 及 び 質 問 項 目  | ページ   |
|--------|--|-------|
| 5<br>日 | 岩 永 政 則 議 員<br>榎の鼻・まなび野土地区画整理事業（組合施工）について<br>幹線道路の具体的な取り組みについて<br>長与ニュータウン内の法面对策について       | 1 2   |
|        | 西 岡 克 之 議 員<br>長与町の教育政策について<br>本町の福祉行政について   | 2 7   |
|        | 安 部 都 議 員<br>少子化対策と子育て支援について<br>風疹ウイルス感染の予防と対応策について  | 4 3   |
|        | 内 村 博 法 議 員<br>小・中学校等における給食アレルギー対策について<br>長与・時津町間の国道207号線交通渋滞緩和対策について<br>インターネット選挙運動解禁について | 5 9   |
|        | 佐 藤 昇 議 員<br>行政課題の進捗状況と今後の展開について<br>使用料・手数料改正について<br>自治基本条例制定について                          | 7 6   |
| 6<br>日 | 饗 庭 敦 子 議 員<br>協働のまちづくりの推進について<br>平成24年度事務事業評価・施策評価結果について                                  | 9 6   |
|        | 吉 岡 清 彦 議 員<br>誠か、幸福度日本一の政策について<br>長与ニュータウンにある公務員官舎について<br>知的障害児童の支援充実対策を図れについて            | 1 1 2 |
|        | 河 野 龍 二 議 員<br>学童保育の課題について<br>負担軽減を図る福祉事業の取り組みについて<br>交通環境の整備について                          | 1 2 7 |
|        | 金 子 恵 議 員<br>小型家電リサイクル法施行に伴う本町の対応について<br>マニフェスト検証について                                      | 1 4 3 |
|        | 分 部 和 弘 議 員<br>若者の町外流出について<br>安全安心な街づくりについて<br>体罰について                                      | 1 5 8 |
| 7<br>日 | 堤 理 志 議 員<br>平成25年度施政方針について<br>通学路の安全対策について  | 1 7 8 |
|        | 森 謙 二 議 員<br>ボランティアの事故に対する補償について<br>北小学校前の橋の建設について<br>河川の工法について                            | 1 9 4 |
|        | 竹 中 悟 議 員<br>町長のリーダーシップについて  | 2 0 4 |

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年第2回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

1の議長報告であります。お手元に配付したとおりでありますので、説明を省略します。

次に、本日まで受理した請願は1件で、お手元に配付した請願陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

なお、陳情につきましては1件、参考配付といたしております。

これで議長報告を終わります。

次に、2の行政報告の発言を許します。

町長。

町長

(吉田慎一君)

皆様、おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

平成25年第2回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変御多用の中に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速、3月から5月にかけての主なものにつきまして、報告をさせていただきます。

初めに、3月1日に自治会加入促進調査研究会を開催いたしました。自治会長から13名、コミュニティーから10名、行政から13名の計36名で、現在74%まで落ち込んでいます自治会加入率をアップさせる方法等について協議、検討を行っております。

18日には、長与町コンパクトシティー構想推進委員会を開催いたしました。コンパクトシティー構想は、中心市街地の活性化、公共施設の適正配置、公共交通体系の充実、情報ネットワークの整備の4構成で、今後へ向けて協議、検討を行っております。

26日には、町の交通安全対策協議会を開催いたしました。子供と高齢者の交通事故防止、歩行者や自転車に対しての安全対策など、協議を行っております。

27日には、長崎県LPガス協会長崎支部と災害時の避難所支援のため、災害時におけるLPガス供給に関する協定を締結いたしました。

同じく27日ですが、長与町男女共同参画推進会議を開催しております。これは、平成25年度から27年度までの3年間の第2次長与町男女共同参画計画策定への最終決定をしております。

4月5日には、部局次長・理事会議を開催し、平成24年度の施政方針の成果の確認、管理職の職務目標の提出など、また、私から町の課題についての提示を行っております。

12日には、自治会長会、保健環境連合会の総会が開催されましたが、4

9 自治会ある中で、今回はおよそ半数の 2 3 名の方が新しく会長に就任されております。

1 8 日には、長崎県町村会全員協議会が開催され、2 5 年度の町村会の政務活動方針等を決定しております。

2 4 日は、西高田線の件で、山口議長さんと所管の建設部長と国土交通省へ要望に行っていました。

3 0 日は、高田地区から交番新設の陳情があっていましたので、高田地区コミュニティー会長と一緒に時津署署長へ交番設置の要望書を提出をしてみました。

5 月 1 日には、本年 2 月に運行されました大村湾オーシャントレインが好評だったことを受け、博多駅前の J R 九州本社へ中村知事、田上長崎市長ほか大村湾沿線の首長と観光列車誘致に向け要望活動を行っていました。前向きな回答をいただいたと思っております。

9 日には、長崎県市町スクラムミーティングが開催されました。県、市、町からそれぞれ意見交換テーマを提案し、協議するわけですが、町提出の議題は道州制についてでございました。

1 0 日には、国土交通省九州地方整備局と災害時の迅速な応急、また復旧活動支援のため、大規模な災害時の応援に関する協定を締結しております。

1 7 日には、長与町自主防災組織連絡協議会総会を開催しております。昨年度、フォーレ自治会が新たに加わりました。現在 4 1 組織となっております。

3 1 日には、長崎県南部広域水道企業団議員説明会が開催され、これまで進めてまいりました水道用水供給事業の中止と企業団を解散する方向で今後の事務を進めていくという方針が決定されました。

そのほかお手元に配付のとおり、多くの会議、総会、事業等があります。次に載せております 5, 0 0 0 万円未満の入札結果とあわせまして御参照いただければと存じます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

以上で行政報告を終わります。

次に、3 の報告事項、報告 1、長与町国民保護計画の一部変更について、報告 2、平成 2 4 年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての発言を同時に許します。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

報告事項の 1 から 6 につきましては、それぞれ所管より報告をさせていただきます。

議 長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

それでは、私の方から、報告 1、報告 2、この 2 件につきまして報告をさせていただきます。

報告 1、長与町国民保護計画の一部変更につきまして御報告いたします。

平成 19 年 3 月に作成しました長与町国民保護計画につきまして、平成 24 年度中に一部変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 35 条第 8 項の規定により準用する同条第 6 項の規定に基づき報告するものでございます。

今回の変更は、指定公共機関の数及び気象データなどの年次データの更新で、変更箇所につきましては新旧対照表に朱文字で記載しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、長与町国民保護計画の一部変更についての報告を終わります。

続きまして、報告 2、平成 24 年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により御報告いたします。

さきの 3 月定例会で議決をいただきました補正予算第 5 号及び第 6 号の繰越明許費 11 件、合計 8 億 5,623 万 4,000 円に対しまして、翌年度繰越額は、普通財産施設整備事業以下 11 件、合計 7 億 8,889 万 9,000 円でございます。翌年度繰越額の財源内訳は、国、県支出金 1 億 8,024 万 5,000 円、地方債 4 億 80 万円、一般財源 2 億 785 万 4,000 円となっております。また、未収入特定財源の国、県支出金の内訳は、すべて国庫支出金となっております。

以上で報告を終わります。

議 長 (山口経正議員)

次に、報告 3、平成 24 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての発言を許します。

建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

それでは、建設部所管であります区画整理事業について御報告いたします。

報告 3、平成 24 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告いたします。

平成 24 年度の繰越明許費は、1 款土木費、1 項都市計画費の高田南土地区画整理事業でございまして、限度額 3 億 2,750 万円に対し、翌年度繰越額 2 億 4,094 万円とするものでございます。財源内訳につきましては、既収入特定財源が 3,089 万 7,000 円、未収入特定財源といたしまして、国、県支出金 7,763 万円、その他 1 億 3,241 万 3,000 円でございます。繰り越しの内訳といたしましては、工事が 4 件、補償が 5 件となっております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

次に、報告 4、平成 24 年度長与町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告 5、平成 24 年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての発言を同時に許します。

水道局長。



水道局長

(馬木信一君)

水道局所管につきまして、報告4と報告5につきまして、続けて御説明申し上げます。

報告4、平成24年度長与町水道事業会計予算繰越計算書につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、第1款資本的支出、第1項建設改良費、高田地区(高田越配水管布設工事)その3の工事請負費であり、予算計上額400万円、翌年度繰越額400万円でございます。繰り越しの理由は、高田小学校線道路改良工事遅延のため、本事業の年度内完成が困難となったことによるものでございます。

同じく高田地区(高田越配水管布設工事)その5の工事請負費については、予算計上額200万円、翌年度繰越額200万円でございます。繰り越しの理由は、高田南高田線道路改築工事遅延のため、本事業の年度内完成が困難となったことによるものでございます。

以上が報告4の内容でございます。

続きまして、報告5の説明を申し上げます。

報告5、平成24年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、第1款資本的支出、第1項建設改良費、事業名、下水道事業のうち工事請負費、予算計上額3,175万8,000円、翌年度繰越額3,175万8,000円でございます。財源内訳として、国庫補助1,090万7,150円、損益勘定留保資金2,085万850円を予定しております。繰り越しの理由は、24年度にニュータウン地区マンホールぶた長寿命化計画書を作成し、国よりその計画内容について承認を受けた後に工事発注を行い、年度内完成を目指しておりましたが、認可承認に係る協議に不測の期間を要し、発注時期が遅くなったことにより、年度内完成が困難となったことによるものでございます。

以上で報告を終わります。

議長

(山口経正議員)

次に、報告6、西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告についての発言を許します。

副町長。

副町長

(鈴木典秀君)

それでは、報告6、西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出し、報告いたします。

書類の内容は、平成25年度予算及び平成24年度決算となっております。まず、平成25年度予算について、概要を説明いたします。

1ページをお開きください。第2条では、収益的収入及び支出の予定額として、収益的収入の合計を1億8,831万5,000円、収益的支出の合計

を1億8,831万1,000円と定めております。

2ページをお開きください。第3条では、資本的収入及び支出の予定額として、資本的収入の合計を4,391万1,000円、資本的支出の合計を2億3,162万2,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,771万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものと定めております。

第4条では短期借入金の限度額、第5条では予算の弾力運用について定めております。

予算に関する説明書につきましては、御参照いただきたいと思います。

続きまして、平成24年度決算につきまして、概要を説明いたします。

決算書表の1ページをお開きください。平成24年度における公社の事業活動の結果、年度末における事業用資産は、面積2万5,772.72平方メートル、金額15億7,042万2,013円となっております。また、15万8,813円の利益を生じたので、準備積立金の合計は180万512円となっております。

2ページには主な処理事項、3ページには理事会及び監事会開催状況と役員に関する事項を記載しております。

4ページの貸借対照表では、資産合計と負債資本合計がそれぞれ15億7,729万9,365円で、資産合計から負債合計を差し引いた資本合計は680万512円となっております。

5ページの財産目録には、資産及び負債の内訳を記載しております。

6ページの損益計算書では、収益から費用を差し引いた当期純利益が15万8,813円となっております。

7ページのキャッシュフロー計算書では、事業活動、投資活動及び財務活動に係る現金の流れにより、今期の現金及び現金同等物増加額が16万7,653円で、期末残高では184万7,352円となっております。

次に、添付している附属明細書の中で、長与町に係る土地の変動について説明いたします。

2ページ、3ページの事業用資産明細表でございます。長与町分の当期増加高では、支払い利息4件の合計884万1,761円が増加しております。当期減少高の内訳として、町営住宅建設事業用地で、面積1,598.16平方メートルの買い戻しに係る減少と、土地の貸し付けに係る使用料等の充当分に係る減少があり、長与町合計では1億1,792万8,085円の減少となっております。したがって、長与町分の期末残高の合計は、面積が2万5,295.28平方メートル、用地費と支払い利息を合わせて15億3,172万1,259円となっております。

以上で書類の説明を終わります。

議長 (山口経正議員)

以上で報告事項を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、西岡克之

議員、11番、岩永政則議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの10日間にしたいと思いません。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月14日までの10日間に決定しました。

日程第3、長与町行財政対策等調査特別委員会報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

委員長。

行財政対策等調査特別委員長 (吉岡清彦議員)

では、長与町行財政対策等調査特別委員会の報告をいたします。

議長よりの諮問を受けまして、平成23年9月議会において、全議員参加による当特別委員会が設置されました。委員長に、私、吉岡清彦、副委員長に分部和弘君が選任されたわけでございます。

調査目的といたしまして、本町を取り巻く環境は、地方交付税や国庫補助金の減額、あるいは少子高齢化などで社会保障費の増加が予想される中、東日本大震災による地方への影響、及びまたどのように変化するのか、今後の自主財源である町税の確保に向け、効率的に健全な第4次長与町行財政改革大綱の推進が図られるよう、行政の活性化を図ることを目的として調査したわけでございます。

調査内容につきましては、3.11東日本大震災の本町財政における影響について、2番目として、今後の税収のあり方について、3番目で、高齢化に伴う民生費の増大傾向について、4点目に、効率的な行政機構について、5点目で、その他行財政に関すること、以上であります。

18回の調査をいたしまして、5月30日に終了いたし、議長に5月31日に手渡し、報告をいたしたわけでございます。

報告内容については、お手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いいたします。

以上の中で、結びといたしまして、本町においては、今後の少子高齢化、高度情報化や社会経済情勢の変化に適切に対応し、よりスリムな行政組織による効率的、効果的な資源配分が可能な行政運営の確立が急務となっております。具体的な実施に当たっては、町長及び職員の心のこもった決意を実行力に期待するよう、本委員会において意見、要望を真摯に受けとめ、職員、関係機関の英知を集め、住民の福祉向上、あるいは町長が求めている幸福度日本一が実感できるよう、より効果的な行政の推進に努めるように願うわけでございます。

なお、当調査の過程におきまして、理事者側の心のこもった対応がありま

議長

した。我々といたしましても心よりこれを感謝するわけでございます。

委員会を代表し、以上をもって委員長の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(山口経正議員)

これで長与町行財政対策等調査特別委員会報告を終わります。

日程第4、これから一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いいたします。

通告順1、岩永政則議員の 榎の鼻・まなび野土地区画整理事業(組合施行)について、幹線道路の具体的な取り組みについて、長与ニュータウン内ののり面対策についての質問を同時に許します。

11番、岩永政則議員。

11番 (岩永政則議員)

皆さん、おはようございます。私は、町民の皆様方が日々の生活の中で、長与町に住んで幸せを実感できる長与づくりの視点から質問をいたします。質問事項が大変多くありますが、町民の皆さん方も含め、わかりやすく懇切丁寧にお答えいただければありがたいというふうに思っております。

まず、第1点の榎の鼻・まなび野土地区画整理事業(組合施行)について、御質問をいたします。

平成20年9月及び平成21年9月の定例議会におきまして、榎の鼻土地区画整理事業につきまして、2回にわたり質問をしましてまいりました。この区画整理事業地は、長与町のまさに中心地に位置し、この開発のいかんにより、長与町の中心市街地のあり方を左右すると言っても過言ではございません。私は、区画整理事業には全面的に賛成であり、よって、本事業の促進の立場から、過去、質問をしてきたところでございます。

今日では、大型重機により山肌が削られ、着々と事業が進捗している状況にございます。大変喜ばしい限りでございます。

ところが、町民の間では、この事業の内容がよくわからず、山を削って何をしているのかなど、再三尋ねられることがございます。私はそれなりにお答えをしましてまいりました。

組合施行による区画整理事業とのことを聞いておりましたので、何ら言及する立場にはないというふうに考えてきたのでありますが、ところが先般来から、町がこの事業地の中の土地を一部購入するとのことが出てまいりました。私にとってはこれは初耳であったため、直接町民に係る問題であるとのことから、今回の質問となったところでございます。

事業の内容等を含めて、以下について質問いたします。

(1)この事業の事業施工者、土地所有者の数、開発面積、所有者の中で所有面積が最も多い人の面積、宅地戸数、1戸当たりの宅地計画面積、その他公益施設等について、詳しく答弁を願います。

(2)この開発地にイオングループが来るとか来ないとか、さまざまな話

がちまたでは言われております。もし来るとなると、その規模等、土地面積、建物の広さなどの規模、商品構成、関連施設などがわかっていればお聞かせをいただきたいと思います。

3番目、来るとなると、町民のことは考えず、前のイオンのように、まただれかが反対をするのだろうかなどの声を耳にしております。反対などは見受けられないのかお聞きをいたします。

(4) 聞くところによりますと、この事業地内の土地を町が一定の面積を購入するの事を前回の議会でも聞き及んでおりますが、その経緯等を含め、以下について質問をいたします。

イ、当然今の吉田町長就任以前のことであると思いますが、購入に至る経緯について、時系列的に御説明を願います。ロ、八、二につきましては、その面積と金額、それから契約などはあるのかどうか、それから、もし約束したということであれば、だれがそれを約束したのか、ホにつきましては、購入しようとなっているならば、どのような活用計画をしたのか、以上5点についてお答えを願いたいと思います。

(5) につきまして、もしだれかが約束していたと仮定すると、仮定でございませぬ。その購入財源は税金のはずと推測をいたします。債務負担行為などの議会の議決なしに何億円、これは町民のお金でございませぬ、もかかるものを購入する約束はできないはずであります。現町長としてどう思っておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

(6) だれかが勝手に約束したとなると、現町長は購入の義務はないと思うのであります。安易に話に乗ってはいけません。町長の見解を求めます。

(7) 同僚議員のさきの議会の質問の中で、1万平方メートルの土地に何か他の公共施設が考えられるのかとの問いに、町長は、給食センターが考えられると答弁されているように議会だよりに掲載されてあります。給食センターの建設計画は現段階ではないのではないかというふうに私は思っておりますが、建設されるのか、お聞きをいたしたいと思います。建設されるのであれば、いつ建設するのか。建設の見込みがなければ安易な発言は慎むべきではありませんか。御答弁を願います。

(8) 同じようにさきの議会での同僚議員の質問の中で、前町長は、生涯学習センターと図書館などの合築を決めていた。これも議会だよりに記載をされてあります。これを本当に決めていたのか、吉田町長は聞いておられましたか、お尋ねをいたします。

(9) 同じく他の同僚議員のさきの議会の質問の中で、区域内に公共用地を検討しているようだが、購入目的を示せとの問いに、当時の建設部長は、組合とは契約などは結んでいないが、公共用地として購入予定である、また、利用については委員会などを立ち上げて検討していくとも答弁をされているように、これも議会だよりに掲載されてあります。そもそも購入した後でこの土地利用を検討するなど、購入目的が明確でない土地を町が購入するという理由が成り立つはずがございませぬ。町民の日常生活の中でこのような土地の取引がどこにありますか。決してないとは思っております。

よって、以下について質問をいたします。

一つ、イですね。公共用地としての利用の目的がないのに、購入の必要はないではないのか。

ロ、逆に購入することそのものがないのではありませんか。

ハ、それでも購入するとなると、財源、これは町民の税金でございます。そんなに余っておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

10番目、聞くところによると、この地区内の土地2万平方メートルを購入するとかしないとかの話も耳にしておりますが、もってのほかであります。そのようなことはないと思いますが、町長の見解をお聞かせ願います。

11番、利用計画もない土地を購入するなどの話は、こちら辺で終わりにすべきではありませんか。町民全体の幸せには全くつながらない話であるというふうに思いますが、町長の決断を進言したいと思いますが、町長の御答弁をいただきたいと思います。

(12)まなび野土地区画整理事業及び榎の鼻土地区画整理事業は、ともに組合施行の区画整理事業でございます。町においては、開発事業者に対し、さまざまな負担金を賦課していると思いますが、双方の開発における負担の状況について、一目瞭然わかるように説明を願います。

大きい2番目のでございますが、幹線道路の具体的な取り組みについて御質問をいたします。

一つは、西高田線は、長与町役場前から天満宮踏切までの総延長1,270メートル、総工事費が約46億800万円、完成年度は平成31年度として、今日、着々と事業が推進されているところでございます。現在の都市計画道路の事業認可は天満宮踏切までであり、この道路が完成しても、天満宮踏切の何らかの手だてがなければ、渋滞を引き起こし、この事業の費用対効果は期待されない状況にあります。その解消のためには、どうしても県道長崎多良見線にアンダーなりオーバーなりの道路構造を構想する必要がございます。早急にこれらの研究を進め、さらには具体化に向けて、計画的な推進のための取り組みが必要であるというふうに私は思いますが、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、時津町とのアクセス道路について質問をいたします。

先ほど質問いたしました榎の鼻土地区画整理事業地内には、西高田線からの進入路が1本のため、車の通行が集中するとともに、団地内は他のアクセス道路がないため袋小路的な状況にあり、人の交流、防災面等からも他の道路の建設がぜひ必要であります。この団地内道路と時津町の市街地までは、これは山でございますけれども、約1キロメートル前後でアクセス可能であります。早急な調査と道路建設についての取り組みが必要ではありませんか。町長の決断を進言し、見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、西高田先線につきましては、数年前から西高田、元村、打坂までの総延長約2,500メートル、概算事業費で97億円などこのことを聞き及んできたところでございます。長与町の主要道路は長崎市とのかかわりが強く、長崎市に向けて県道長崎多良見線、東長崎長与線、都市計画道路高田越

中央線などが走っている状況でございます。東長崎長与線を除き、他の路線はラッシュ時など渋滞が避けられない状況でございます。その解消策等を含めて期待されているのが西高田先線でございます。現在の取り組みの状況なり、今後の取り組みの考え方なり、どうすれば実現が可能か、長与町、時津町、長崎市、長崎県等による協議会の設置、これは以前もあったように思いますが、現在は休止の状態ではないかというふうに私は思っておりますが、こういうものができないか、町長の政治的な取り組みの方策を含めて見解をお聞かせ願いたいと思います。

大きい3番目、でございますが、長与ニュータウン内ののり面対策についてお尋ねをいたします。

長与ニュータウンののり面は、東、中央、西区3自治会に隣接した形で存在をしております。このような範囲の広いのり面は町内には余り見られない状況でございます。以前にものり面の安全性について質問をしてきたところでありますが、昭和49年ごろの開発終了時には、完全にのり面の吹きつけも終了していたものでございます。

ところが、53年ごろ、東区に接するのり面の変化に私は気づきまして、現地を調査をし、その結果をもって土木事務所との協議をした経過がございます。県も開発業者に指導をし、専門家を入れての調査の結果、そののり面が動いているとのことが判明をしたのであります。よって、その対策として、上部の荷重を減少させるなど、開発業者の負担により数億円の金をかけて、膨大な土量の排除と崩落防止の対策工事が施工されてまいりました。その結果、特に東区の東側ののり面の動きもとまり、今日まで安定をしている状況でございます。これは安心をいたしております。

これらの工事と相まって、隣接する西側に向けた大のり面の吹きつけも再度行われ、よって、のり面には一本の草木もなく、安全が確保されていたのであります。また、西区自治会に隣接するのり面も、豪雨等により崩落し、上部の土量を排除し、あわせてのり面の吹きつけ等を行うなどの工事が数カ所にわたり施工されて今日までまいりました。その後、町と開発業者の協議により、ニュータウンののり面全体を町が引き取ることとなり、現在に至っているところでございます。

ところが、その後数十年が経過をいたしまして、今日ではのり面全体に草木が繁茂している状況でございます。このことは、のり面の吹きつけに亀裂が出て、そこから水分が浸透することとなり、草木が繁茂することとなるのであるというふうに私は思っております。今日では木もだんだん大きくなり、よって亀裂も大きくなっています。このままもし放置されますと、ひいては崩落となりかねません。いざ崩落となると、甚大な被害が想定されることとなり、事前の対策が重要であり、よって、以下について質問をいたします。

一つ、現地調査をして現在いるのか、しているならば、いついつこの調査をしたのか、どのような調査方法で、どのような状況になっているのか、御答弁を願います。

現在は町所有ののり面であると思っておりますが、もし崩落をすると、町の責任

であるというふうに思いますが、どのように町長はお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に、3番目、あれだけの広範囲ののり面であり、一挙には解消することは困難でございます。よって、年度別、これは3カ年か5カ年の計画を早急に立てて、樹木、草類の伐採とのり面吹きつけに着手する必要があるというふうに私は思います。その取り組みについて、町長の見解を求めます。

以上、質問を終わります。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

それでは、ただいまの岩永議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

1番目の御質問の1点目につきましては、事業施工者は長与町榎の鼻土地区画整理組合、土地所有者数は、組合員数ですけれども、64名、開発面積はおおよそ22.6ヘクタール、宅地戸数は、計画戸数では350戸となっております。1戸当たりの宅地面積は平均約220平方メートル、地区計画での区分面積としての公共施設用地面積はおおよそ4.2ヘクタールでございます。そのほか、商業系地区のおおよそ4.1ヘクタールと住居地区A及びB地区のおおよそ14.3ヘクタール、合計22.6ヘクタールでございます。

なお、最も多く所有している人の所有する面積につきましては、回答を差し控えさせていただきたいと存じます。

次に、2点目の御質問でございますが、この商業系用地への予定建築物につきましては、御存じのとおり組合による施行でございますが、現在、組合とイオン九州が出店について交渉中と伺っておりますが、その規模、商品構成等の詳細については報告を受けていない状況でございます。

次に、3点目の出店等についての反対運動など見受けられないかとの御質問でございますが、現在のところはそのような事実は聞いておりません。

4点目、5点目及び6点目の御質問については、あわせて回答をさせていただきたいと思えます。

まず、購入に至る経緯につきましては、榎の鼻土地区画整理事業は、土地の有効利用を図る上で利便性の高い都市計画道路西高田線沿いに、本線を挟んで商業系用地と公益施設用地を配置する計画となっておりますが、平成23年度に榎の鼻土地区画整理組合から用地の購入願の申し出により、同年に面積おおよそ1ヘクタール、おおよそ約5億4,000万で購入する回答をしておりますが、当然、議会の議決なしには契約できないわけでございますし、いまだ契約には至っておりません。

しかしながら、この榎の鼻土地区画整理事業地は、本町の中心市街地に位置し、公共施設の集積や良好な交通アクセスのため、利便性の高い地区であり、個性豊かな町並み形成と良好な居住環境の整備が図られ、集約型のいわゆるコンパクトシティーの推進や人口の増加など、本町にとりましても大変有意義な事業であることは言うまでもありません。当該開発の計画的推進を



図り、組合を支援していくことは重要であると考えておるところでございます。

次に、7点目及び8点目の御質問でございますが、地区計画でのこの公益系地区の土地利用方針としましては、公共公益施設を中心とする地区としておりまして、生涯学習センター、給食センター、学校、図書館、病院、診療所、巡査派出所等を許容する地区となっております。さきの議会でも申し上げておりますが、何を建設するかを決めていくのはこれからでございます。議会関係や町民皆様方の意見、要望等を考慮しつつ、また、財源計画も踏まえながら検討していかねばならないと考えておるところでございます。

次に、9点目及び11点目の御質問でございますが、前段での御質問でも申し上げていますように、この榎の鼻土地区画整理事業は、本町にとりましても大変有意義な事業であることは言うまでもございません。今後の公共施設建設計画に当たりましても、コンパクトシティーの推進を掲げる中で、最適地であり、この中心市街地に公共施設用地を確保することは、将来住まれる住民の方や周辺住民の緊急避難場所としての活用など、多くの利活用が考えられる次第でもあり、コンパクトシティーを推進する立場からしても必要な土地であると考えております。ひいては、組合区画整理事業の早期完成の支援にもつながり、将来の長与町のためにも非常に有意義であると判断しております。御理解をいただきたいと存じます。

また、10点目の御質問でございますが、現在、組合への土地購入については、おおよそ1万平方メートルの意思表示を行っています。

次に、12点目の御質問でございますが、まなび野土地区画整理事業での負担金賦課につきましては、水道局関係負担金として、おおよそ3億8,000万でございます。榎の鼻土地区画整理事業における負担金状況としましては、水道局関係負担金としておおよそ3億1,000万円を試算をしておるところでございます。

続きまして、の幹線道路の具体的な取り組みについてお答えをいたします。

都市計画道路西高田線の計画的推進と時津町へのアクセス道路並びに西高田先線の具体的な取り組みについてお答えをします。

まず、県道長崎多良見線にはアンダーなりオーバーなりの道路構造を構想することが必要であり、具体化に向けての計画的推進についてとの御質問でございますが、現計画においては、北陽台高校入口付近から天満宮付近において支線、跨線橋による県道長崎多良見線へと接続し、渋滞解消を図ることで計画決定し、行っているところでございます。

現在、この都市計画道路西高田線につきましては、町中心部、榎の鼻橋交差点の渋滞解消、主要地方道長崎多良見線の渋滞解消を目的として、適正な市街地形成を図るため、バイパス的役目も兼ねた本路線の整備を行っています。

しかしながら、跨線橋への取り付け部では多数の家屋移転が生じることになり、地区内に移転先となる土地の確保は難しく、橋梁区間は高架橋となる

ため、高低差による沿道の宅地との平面接続ができないため、かえって不便を招くおそれがございます。

なお、この現計画では、接続路線となる県道長崎多良見線も大規模に地形を変えるかさ上げ工事を伴うことになり、コスト面でもさらに大きな負担となり、ますます事業費が膨らみます。交通渋滞解消のためにはこの都市計画道路の整備の必要性は大きいものではありませんが、現計画のまま進めることは、長期にわたり土地利用の規制をかけることになり、町民の理解も得がたく、昨今の財政状況においても実現性が厳しい状況でございます。

現在、このような現状を踏まえ、変更案の検討を行っているところでございます。議員御指摘の点につきましては、町といたしましても、県道へのアクセスについては、地権者へ粘り強く交渉するなど、御理解、御協力をいただきながら、地域の魅力向上と活性化に寄与する変更となるよう、早急に変更可能なアクセスポイントを見つけていきたい、努力したいと考えておるところでございます。

次に、榎の鼻地区団地内道路が袋小路的な状況にあるため、時津町市街地とのアクセス道路について、調査と道路建設の取り組みが必要とのことでございますが、この件につきましては、隣接する時津町の意向等もございしますので、実施時期など調整を図りつつ、将来構想も視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。

次に、西高田先線計画でございますが、この先線の計画につきましては、長与町都市計画マスタープランにおいても道路網の整備方針図に長与・時津・長崎線、仮称でございますけれども、として掲載をしております。

実現可能な取り組みについての私の見解はということですが、この路線につきましては、長崎市へのアクセス路線が1路線からさらに直通路線へと1路線ふえることにより、渋滞解消としては非常に有効な路線であることは、議員同様、私としても認識をしているところでございます。

しかしながら、まずは現在メイン路線であります西高田線を推進中であり、この西高田線の整備が急務であり、早期進捗に努めるなど、ある一定のめどをつけ、具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

また、本路線は、長与町、時津町、長崎市にまたがる広域幹線道であることから、県事業により事業化が図れるよう、長崎市や時津町とも今後も連携をとってまいりたいと考えておるところでございます。

の長与ニュータウン内ののり面対策についてでございますが、1点目、長与ニュータウンののり面につきましては、のり面引き取りに際しまして、平成13年6月に長与ニュータウンのり面安全性検討委員会を、長崎大学工学部教授を委員長とし、ニュータウン西、東の自治会長、土木の専門家及び町土木関係課長等を委員として立ち上げ、のり面の状況を調査した後、今後の安全対策について検討し、長期的な安全対策工事をおおよそ2年をかけて施工し、検査を行った上で、平成15年2月に町が引き取っております。その後も瑕疵担保期間中の平成20年度まで長与ニュータウンのり面維持管理協議会を立ち上げ、安全性検討委員会で作成した維持管理要領書に基づき、毎

年1回の現地調査、点検結果報告を行い、指摘箇所については対策を講じる  
ことにより、のり面の維持管理に万全を期してまいりました。現在も水路や  
亀裂箇所の補修、除草等について、年に1度調査委託を行い、調査結果に基  
づき、排水路の清掃、除根、クラック補修等を行っておるところございま  
す。

のり面の状況につきましては、安全対策工事を行う時点でもボーリング調  
査等を行い、地山の安定性を確認しておりますが、工事が完了した現在のの  
り面の状況についても安定状態にあると考えております。

2点目、崩落した場合の責任の所在につきましては、町の所有のり面でご  
ざいますので、町の管理に瑕疵があるようであれば、町が責任をとるとい  
うことになると考えます。しかしながら、最近は予想を超えた災害が発生す  
ることも考えられますので、崩落という事態が生じないよう、今後も適切  
な管理に努めてまいりたいと考えております。

3点目の計画的な樹木、草類の伐採とのり面吹きつけにつきましては、ニ  
ュータウンのり面は、表面及び背面排水並びに吹きつけのり面の背面空洞  
の処置に留意した防災工事、落石防止措置としてののり砕工、覆い式落石防  
護さく工などを併用して、安定を保ちながら、将来は緑化し、自然の地山に  
戻すことを考慮した工事を引き取りの際に施工しております。とりわけ一  
部のり面については、種子の吹きつけ等を行い、草木が生えることにより安  
定化を目指した設計となっております。

施工後10年は経過しておりますが、使用したモルタル及び鋼材は技術的  
には20年以上の耐久性があると考えられており、施工後の維持管理等によ  
り適切な管理がなされ、地山は現在も安定状態にあると考えられます。今  
後も定期的な点検と早い段階での清掃、修繕等を行うことにより、ニュー  
タウンのり面の安定性を保ち、住民の皆さんが安心して暮らせるよう管  
理をしていきたいと考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

答弁ありがとうございました。

1つ2つ質問をさせていただきたいというふうに思いますが、イオンの件  
でございますけれども、先ほどの町長の答弁では、ここの状況については聞  
いていないという答弁がございましたけれども、これは長与町を左右する大  
きな問題でもあるという認識に立って、これは内容につきましては、やっぱ  
り町としても確認をし、そしてどういう状況にあるのかというのを詳しく説  
明機会があれば町民に安心できるような説明をしていくべきだろうというふ  
うに今の答弁を聞いて思いましたので、その点はぜひ早急に調査をされて、  
そして町民にしかるべき時期が参りますと明らかにして、安心できるよう  
な、そういう町づくりを町長みずからが指導してやっていただきたいというふ  
うに思いますので、考え方をお聞かせください。

議 長 (山口経正議員)

町長。  
 町長 (吉田慎一君)  
 今、議員さんがおっしゃるとおりで、組合施行でやっておりますので、組合の方もそういった形の段取りというのがあるかと思えますけれども、町としましても、これについてはやはり非常に関心を持っておりますので、話をしながらやっていけるような体制をつくっていきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)  
 岩永議員。  
 11番 (岩永政則議員)  
 それから、もう1点、10番目に、1の10で質問をいたしました、この2万平米を購入するかしないかというような、こういう話があるということ、質問いたしました、これには言及をされなかったように思いますが、されましたかね。されてないんじゃないかなというふうに思いますが、どうなっているのか。そういう話はもうないということであればそれで結構ですが、明確に御答弁をいただきたいと思えます。

議長 (山口経正議員)  
 町長。  
 町長 (吉田慎一君)  
 今の議員の質問でございますけれども、現在、組合の土地購入については、1万平方メートルにつきましては買う方向で検討しているということで答えております。2万平方については答えておりません。

議長 (山口経正議員)  
 岩永議員。  
 11番 (岩永政則議員)  
 それでは、そういう話は聞いていないということで理解をしていきたいと思えます。  
 それじゃあ二、三点、あわせて質問をさせていただきたいと思えますが、まず、西高田線、現在進んでおる、西高田の役場前から進んでおります西高田線につきまして、再度質問をいたします。  
 先ほど質問をいたしましたように、現在、天満宮の踏切まで、これは計画決定をされているようでございます。事業認可は西高田の踏切まで計画決定されて、事業認可は、言いますように、天満宮までであるというふうに理解をいたしておりますが、先ほど言いますように、これが進みましても、先ほど町長からありました北陽台高校の先から県道の方にオーバーで行くような、そういう計画決定があるということにつきましては、以前、私も話をして聞いておりました、理解をしておったんですが、私は、今、町長が答弁されますように、これはもう実現不可能じゃないかと、県道に対する取りつけが全く不可能じゃないかというふうにも以前から私は理解をしております。  
 したがって、今回質問いたしましたのが、どうしても現在計画決定しているものはやっぱり実現不可能だという視点から、現在の天満宮までの事業認可を早く西高田のもう一つ先の踏切まで計画決定と同じように延ばして、

そしてその先の、私も現場を見に行きました。十分その先を延長、二、三百メートル、どこも私は言及しませんけれども、二、三百メートル先まで突っ込みますと、アンダーで十分県道に直結ができるわけです。高さも榎の鼻のあの高さは現在アンダーでしてますね。農協の横。この高さには十分相当できる高さが確保できるというふうに私も見ております。したがって、早く事業認可も、あるいは計画決定も先まで延ばして、そして県道に直結できるような、そこまで早く計画決定並びに事業認可を推奨していくということが必要であろうというふうに私は考えております。したがって、それにつままして、これが実現しますと、本当に西高田の右の方の方々も、踏切を2つ車が通っておるわけですね。天満宮の踏切、それからもうちょっと、100メートルぐらいの先の踏切ですね。これも解消ができるわけなんです。したがって、早急にこれは取り組んでいくべきだというふうに考えておりますが、再度考え方をお聞かせをいただきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

質問にお答えします。

先ほど町長がおっしゃいましたように、早急に、変更可能なアクセスポイントということで、交渉も含めて検討している最中でございます。これは、議員さんが今御指摘しましたように、オーバーパスとなれば、どうしても線路のけた下空頭等の高さの制限がございますので、アンダーパスの方が議員さんがおっしゃったようなオーバーパスよりは現実的な選択だというふうに考えるところでございます。

あと、今、事業認可区間を延ばせばというお話でございますが、これも今、地元の方と交渉、折衝している段階でございます。あくまで都市計画道路となりますと規制が伴いますので、その辺は慎重に考えている状況でございますが、榎の鼻地域の施設が完了しますと、当然交通量の増大が予想されますので、ゆっくりはしてられないということで、早急に考えているところでございます。以上です。

議長 (山口経正議員)

岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

私が言わなくてもわかっておられるというように思いますけれども、この西高田の区画整理事業が終わりますと、これは袋小路で、先ほど言いますように、全部西高田の山の向こう、すぐ越えたところから右の方に区画整理の道路が1本入るわけですね。そうしますと、その団地の二、三百の人たち、あるいはそれ以外の利用の皆さん方、全部そこに出てこらざるを得ないわけですね。1本なんです。後で質問をいたしたいというふうに思いますけれども、これが完成をしますと、そこに出てきまして、こちらに出てきて回っていくということはほとんど考えられませんか。したがって、向こうに行く場合は北陽台高校の下を通過して、西高田線を通って、それで踏切を通過して

いくと。こうなりますと、ここ一、二年の中で売り出しが開始をされますと、すぐ家が建つだろうと。非常にいい団地というふうに私も思っておりますので。そうしますと、全部その人たちはその道路を使う。これはもう一目瞭然、天満宮のあれで渋滞は免れないというふうに思いますので、そういう視点からもぜひ、一定の動向を見てということよりは、計画決定なり、あるいは事業認可を含めて、早急に手だてをしていただきたいということで、再度発言をして、発言だけにとどめておきたいと思えます。

それから、次に、時津町とのアクセス道路について再度質問をさせていただきたいというふうに思いますが、長与ニュータウンも同じように袋小路的な団地なんですね。ところが、幸い、皆さん方も承知のように、旧長与農協の支所がございます。上っていきますとね。左側の長崎バスの駐車場、回転広場がありますが、その横に三根に下る道路が1本幸いあるんです。したがって、何とか回避はしておるような状況でございますけれども、ところが、この榎の鼻の区画整理は、先ほど言いますように、もう1本しかないわけですね、出口が。そうしますと、先ほど言いますように、全部そこに来てしまうわけです。だからそういう意味からは、時津町に抜ける将来計画が、視点からもいいというふうに思いますが、どうしてもやっぱり構想をしていくべきだというふうに思っております。

ところが、よく考えますと、この組合施行の区画整理事業に対して、県なり町は何をするべきかということが法律で定められておるんですね。技術的な指導なり助言なりは当然役割として町があるわけなんです。そうしますと、1本の道路しかないという団地の細長い開発地の中で、細長い、その真ん中に道路が、区画道路はありますけども、上まで行かまして、そして時津町側のところまで幹線は突っ込んで、それから北陽台高校の後ろの方には幹線道路はないわけです。ないんですね、計画をちょっと見ますとね。これはやっぱり初期的な問題だろうというふうに私は理解をいたすわけです。したがって、この道路構造についてのやっぱり技術的な指導をどうしてきたのかなというふうにはっきり疑問を持っております。幹線ですら途中の右に振って、そして時津町との境界の方の山の方に向けてとめとるわけですね。こういうのはいかなものかというふうに私は思います。やっぱり入られますと、町民、ここを購入して入居されますと長与の町民であるわけですから、町民になった皆さん方が本当に利便の団地であってほしいなというふうに私は心から、私も長与ニュータウンに住んでおまして、本当にあそこは、区画道路も6メートルあるんですよ。広いですよ。そういう団地がやっぱり今後は必要だったんじゃないかというふうに思うわけですが、そういうことで、道路の構造等につかまして、どのような技術的な指導、これは事務的で結構です。町長に答弁できないというふうに思っていますので、私、町長しか答弁を求めておりませんが、こういう部分については所管の部長でも結構ですから、どういう技術的な指導をして現在の道路体系の形になっておるのか、そのあたりをまず御答弁をいただきたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

建設部長

建設部長。

(日野 勉君)

まず、技術的な方から先にお答えしたいと思います。

組合施行ではございますが、当然区画整理をする、認可する方とか、町とか、技術的というのは義務的になっておりまして、当初の計画では、議員さんおっしゃったように、北陽台の裏手の方に行く路線と、もう1路線は、時津方面に向かう路線というのが構想ではございました。あくまでも区画整理施工者というのは区画整理区域内の施工しかできないようになっておりまして、北陽台につきましては組合の方から学校の方に協力依頼ということをしているようではございますが、今のままでは生徒の安全面が保たれないということで、その分は一応だめになっております。

それから、時津方面に抜けるというのは、これは長与町、時津町、両方の事情がございます。当然その区域外から時津の境まで行って、それから時津のあるところで結ぶという構想はございまして、現在、西時津小島田線という都市計画決定している道路がございまして、ジャスコの裏手になりますが、これも時津では、今、公共団体施行の区画整理をやっている最中でございまして、それが10年ないしそれ以上かかるということで、財政的な事情から、それが終わらんとその街路にはちょっと手をつけ切らない状況であると。その前に、そこにつくった場合、道路が混雑するというので、その分の事情はこちらの方も聞いております。

それからまた、当然2町にまたがる道路ということなので、時津町境までは町の方が計画していかなければいけないんですが、この道路の先の見通しといいますか、これも県の方と協議しておりますが、今の時点では費用対効果、便益ですね、これが一応今の状態では難しいのかなということで、ただ、両町といたしましても必要な路線とは考えておりますので、長期的に考えている次第でございます。

それから、先ほど議員さんがニュータウンを例にとりまして、裏道の件を申しましたが、今、組合と都市計画の32条協議を行っておりますが、道路管理者、町の管理下でございますけども、今、さくら会館から西高田の公営住宅に向かう路線が町道並松線というのでございますけども、商業施設用地から直接、さくら会館のちょっと先の方になりますが、そこに6メートル程度の区画整理ということは32条協議の中で計画しておりますが、その辺も組合さんの方は積極的に地主さんと交渉されておまして、ほぼ実現できるんじゃないかと考えている状況でございます。以上です。

議長

(山口経正議員)

岩永議員。

11番

(岩永政則議員)

もうこれ以上言いませんが、将来の方向を十分見定めながら、そこに住む町民の皆さん方が本当に快適で住みやすい団地であると、また長与町であるという、そういう視点から、時津町と十分協議をしていくべきだというふうに考えておりますが、町長の見解を求めます。

議 長 (山口経正議員)  
町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員の方からお話出ましたけども、特に西高田先線につきましては、長与町の都市計画マスタープランというところにも入っております、今後とも、これは県も絡みますけども、常に話し合いの場では出しながら、今後とも続けていこうというふうに思っております。

そしてまた、時津町との件につきましては、時津の区画整理事業が進みます。ただ、まだちょっと時間がかかりそうですけども、このあたりが済んでまいりますと、そのあたりがつながってきまして、ジャスコの方面にも抜けられるというようなことが可能かと思いますので、これは引き続きやってまいりたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)  
岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

それでは、もう一つ質問をさせていただきますが、西高田先線、今、町長、西高田先線という発言がちょっとありましたかね。ちょっと耳にしたような感じがしたんですが、次に、西高田先線につきまして質問をさせていただきますが、今議会で時津町のある議員が同じような質問を通告をしたという情報を仕入れておまして、いつするのか知りませんが、先ほどから言いますような趣旨から、ぜひこれは必要だというふうに考えております。したがって、その実現の方向に向かって、いろんな法的な手続もあるわけですので、あるいは関係市町、県、これもあるわけですので、十分この件は協議をしながら、町だけではこれはもうできない話ですから、県事業に持っていかざるを得ないわけですので、ところが、もう大分前から、この件については、協議会でも設置をしてということで動きがございましたが、今の状況はどういう状況になっておりますか。所管しかわかりませんか。どういう状況になっておりますか。もう死んだもんと同じようになっておるんじゃないですか。ないと同然じゃないんですか。

議 長 (山口経正議員)  
建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

死に体ではないかという話でございましたが、その路線につきましては、長与、長崎、時津ありまして、長崎、時津は道路でいいますとのり面の部分に該当しまして、車が通る分とか、利便性は当然長与が中心的な割合を占めております。その路線は、当初、都市計画道路ぐらいでいけるのかなという話をしておまして、もう相当前になりますけども、県を入れてお話ししまして、それにつきまして、半分死に体にはなっておりますけども、町の都市計画マスタープランの道路整備計画の中では引き続き構想として上げている状況でございます。

それから、県の方の動向といたしましては、今すぐにはちょっと都市計画



道路としては、調整区域なのでちょっと難しいというお話も聞いておりますし、今、県はニュータウンの先から三根大橋に向けて市街化区域になりましたので、そこが都市計画道路ということで、町も28年度完成に向けてお願いしている状況でございます。その間にもう1本というのは、県とは詳細には話しておりませんが、2本というのはちょっと厳しいのかなという考えは予想しております。以上ぐらいでございます。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

半分は死に体という、その半分はどうなったんでしょう。生きとるんでしょうか。どうも言葉の理解が私はできないんですが、わかりました。半分は生きとるということで、半分は死んでおるといふことの表現でございます。

それは別として、私が言いたいのは、今、三根線の、県道の三根の、これもおかげさまで説明会も過去2回やりまして、今、着工に向けて取り組みをしていただいております。本当にありがたいなというふうに地元としても思っておるところでございますが、それとこれはやっぱり考え方、視点が違うわけでございますので、それをさせていただいておるから、もうこっちにはあんまり言えないなという気持ちも、建設部長の気持ちはわかりますけれども、それはやっぱり政治の分野で、町長、これはこれで、当初に質問しましたような趣旨から、本当に期待は時津、長与も大きいわけですね。これはもう県も同じだろうというふうに思います。したがって、この協議会の再構築をぜひ手がけて、一、二年、四、五年の先じゃなくして、もっとスパンの長い、それでもいいじゃないですか。だからそういう先の見通しをきちっと立てて、やっぱり長与のあるべき道路体系はこうなんだということを明確にしながら、それを位置づけをして、これはもう特に政治が動かなければ、政治的にも動かなければ、事務的には難しいわけですから、そういう面で、町長の決意のほどをお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員がおっしゃることだと思っておりますね。私も206号線のほかにもう一つ、西彼道路というのが実は今計画されておまして、これは佐世保と長崎を1時間でつなぐということで、今、徐々にですけども、進んでおります。そうしますと、206号線がそういった形で西彼道路がつながってくるようになりますと、長与から時津に抜ける道というのは非常に重要なことになってくるかと思っておりますので、このあたりは時間がかかりますけれども、じっくり進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

最後に、長与のニュータウンののり面につきまして再度質問をいたします

が、これは先ほどから申し上げ、答弁もいただいておりますけれども、一挙にこれがぱっときれいになるというのは私も考えておりませんで、質問で申し上げましたように、年次別な計画を立てて、やっぱり草木が生えるというのは、基盤は大事でありまして、それに吹きつけたコンクリートの塊の中に割れが生じておるから草木がどんどん生えていくと。そこに水分がなければ草木は生えないわけです。これはもう当然な原理、道理であるわけです。したがって、できるだけそういうものは排除しながら本来のものにしていくべきだというふうに思っておりますので、年度別な計画を立てて取り組みをしていくという、そういう姿勢を理事者はやっぱり持つべきだというふうに思っております。この点につきまして、最後に町長の見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

議長 長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田愼一君)

私は、全くそのとおりだと思います。これにつきましては、所管が詳しく調べておりますので、所管の方からちょっと答弁をさせていただきます。

議長 長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

先ほどの町長の一番最初の答弁でございました、吹きつけ面と、今度は格子状の草が入り直すようなのり面でございますが、最後に議員さんが説明された吹きつけ面、これは現場も確認しております。当然モルタルは膨張しますので、その間に目地剤というのをしております。そこには水が来まして、そこに草木と、あと水抜き穴、これが、モルタルが10センチ内外の厚さですので、そこから当然水が出る。水が出らんとりのり面の安定が保たれないわけですが、当然水の出るところには草が生えて、かなり大きくなっておりますので、その辺は年次計画で伐採しておりますが、先ほど議員さん御指摘のように、年次計画の必要性ということでございますので、これについては前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

議長 長 (山口経正議員)

岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

終わります。

議長 長 (山口経正議員)

場内の時計で11時10分まで休憩します。

(休憩10時53分～11時10分)

議長 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、西岡克之議員の 長与町の教育政策について、 本町の福祉行政についての質問を同時に許します。

10番、西岡克之議員。

(西岡克之議員)

それでは、御質問させていただきます。

まず1点目として、長与町の教育政策についてということでございます。

前回の3月議会におきまして、体罰についてさまざまな質問がなされました。白熱の展開がされましたが、県の教育委員会におきまして、体罰のアンケートがその後実施されております。その中で、体罰についてのガイドラインなどが具体的に示されておるならば、お示しをいただきたいと思っております。

また、本町の教育において、体罰のとらえ方について質問いたします。

上記を踏まえて、本町の小学校においての課外スポーツクラブ、中学校においては課外クラブ活動の顧問、外部講師を含めた指導のあり方について質問をいたします。

3番目として、本町の給食について質問いたします。

近年、食物アレルギーの増加によりまして、本町においても対象児童の数も増加傾向にあると感じております。この間も他県であります、チヂミをおかわりした児童がアレルギーを起こし、重篤な状況になり、不幸な結果をもたらしました。このように、現代の食物アレルギーは細心の注意が必要になってまいります。

そこで、本町においてはどのような体制で給食に取り組んでいるのか御質問いたします。

4番目に、授業で先生の話を受けない、授業中走り回る、いわゆる小1プロブレム、これは低学年に多いそうでございますが、その問題が現在あります。本町でもこのような問題があるのか。実在するのであれば、現状と今後の対策についてどのように取り組むのか御質問いたします。

2番目に、本町の福祉行政についてお尋ねいたします。

学童保育の現状と今後の課題について質問いたします。

本町では、授業終了後に、主に共働きの家庭の子供たちや放課後自宅に帰ってもだれもない家庭の子供たちを保護者が仕事が終わるまで預かり、遊びや学習を援助、お世話をする施設のことです。本町ではなくてはならない施設であります。

ところが、本町でも放課後児童クラブにおいて、各校区で定員の格差が起きているようであります。児童減少が起きている校区の放課後児童クラブでは余裕のある事業ができておりますが、児童増加の起きている校区では詰め込みの、これは主に場所ですね。詰め込みの事業が行われております。

そこで、本町の各放課後児童クラブの現状の定員と運営状況について、今後の課題も含めて御質問いたします。

2番目に、高齢者の肺炎球菌の予防注射について質問いたします。

肺炎球菌による肺炎は、成人肺炎の25%から40%を占めて、特に高齢者での重篤化が問題になっております。肺炎球菌は、肺炎、副鼻腔炎、気管支炎などのさまざまな病気を引き起こす原因にもなっております。特に高齢者の肺炎の約半数が肺炎球菌が原因とするものであります。

肺炎球菌には約80種以上の形がありますが、そのうちの23種に対して、

予防接種等で免疫をつけることができます。このことによりまして、約8割の予防効果があると言われております。また、免疫効果は、1回注射をいたしますと、5年以上有効だと言われております。免疫ができると、肺炎にかかっても軽い症状で済みます。

以上のことから、本町でも高齢者の肺炎球菌への予防接種の助成ができないか、御質問いたします。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)  
町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、西岡議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

1番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会の方から回答をさせていただきます。

私の方からは、2番目の御質問について回答をいたします。

1点目の学童保育の現状と今後の課題でございますが、まず、現状の定員と運営状況につきましては、町内には長与小学校区と長与南小学校区に各2カ所、高田小学校区、洗切小学校区、長与北小学校区に各1カ所の合計7カ所のクラブがございます。そのうち、あらいきり児童クラブと長与北児童クラブが70名の定員を設定しており、ほかのクラブは設定しておりません。本年4月1日現在の登録児童数は、長与小学校区のまるたんぼクラブが103名、まきのきクラブが53名、長与南小学校区の長与南児童クラブが74名、児童クラブクローバーが59名、高田小学校区の高田児童クラブが49名、洗切小学校区のあらいきり児童クラブが46名、長与北児童クラブが71名となっており、町全体では455名でございます。また、各クラブの保護者会におきまして、それぞれ運営がなされておるところでございます。

続きまして、今後の課題につきましては、登録児童数が100名を超えるクラブもありますので、設備的にも登録児童数を見ても厳しい状況での運営を実施しているクラブもあると思えます。この状況を改善するためにも、今後、利用者を中心に実施いたしますニーズ調査等を踏まえ、クラブの分割、新設について検討し、再編成を進めてまいりたいというふうに考えております。

2番目の御質問の2点目、高齢者の肺炎球菌予防接種助成につきましては、厚生労働省の予防接種部会では、成人用肺炎球菌を定期接種の対象とすることについて検討し、平成25年度末までに結論を得ることとしています。

また、県内におきましても、70歳以上を対象として助成する市町が増加傾向にあります。

本町といたしましては、予防接種法の改正と近隣市町の動向を注視しながら、今後、検討をしてみたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)  
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

の長与町の教育行政についてですが、1点目の体罰関連の質問に回答いたします。

さきの3月議会で答弁したように、文科省は平成24年度の体罰調査を1次調査、2次調査という2段階で実施しました。3月議会中はまだ2次調査の集計中でしたが、県教委は去る5月2日に県下全体の集計結果を発表したところでございます。

一方、文科省は、3月13日付で「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」という通知文を出しましたが、これを受けて県教委からは、「体罰の根絶に向けて」というガイドラインを作成し、5月末にすべての教職員に配布し、体罰根絶を図るよう指導を行ったところでございます。

本町でもこのガイドラインに沿って機会あるごとに研修を行い、信頼関係があれば少々の体罰はよかさあとか、生徒指導や部活動には体罰は必要だなどといった、これまで一部残っていたかもしれない日本の教育風土を一掃する機会にしたいと考えております。

また、体罰は指導の未熟さ以外の何物でもないということを強調しながら、教職員一人一人の指導力の向上を目指してまいります。

2点目の小・中学校における課外クラブの顧問、外部講師を含めた指導のあり方について回答いたします。

まず、小学校と中学校の課外クラブの大きな違いは活動の位置づけでございます。中学校は、学校教育活動の一環として位置づけて、部活動と呼んでいます。小学校は、学校教育活動外の位置づけで、スポーツ教室と本町では呼んでおります。

このような位置づけの違いはあるものの、そこで活動する子供たちはみんな長与町の大切な宝物ですから、指導する大人には、顧問、外部講師を問わず、いろいろなお願いや指導を行っております。具体的には、体罰禁止の徹底、また、子供の発達段階に応じた指導を行い、過密な練習計画を組んだり、勝利至上主義になつたりしないよう、活動時間や活動日数に制限を設けております。外部講師への呼びかけは、部活動では、部活動振興会の会長や校長が体罰防止をお願いしていますし、スポーツ教室では、指導者への委嘱状交付の際、お願いをしております。

3点目の本町の給食の実施体制について回答いたします。

昨年12月20日、東京都調布市の小学校での食物アレルギーにかかわる死亡事故を聞き、驚きと同時に強い危機感を持っております。食物アレルギーを有する児童生徒はこの10数年間で相当増加しているというふうに聞いておりますが、現時点での治療法は、アレルギー食物の除去とアレルギー症状を緩和する方法しかないようでございます。ですから、食物アレルギー対応には、議員御指摘のとおり、細心の注意が必要でございます。

指導体制としては、教育委員会が主催します食育推進委員会や学校給食運営委員会を年1回ずつ、それから栄養教諭や学校栄養職員や給食担当者がブロックごとに開催しますブロック別食育推進委員会を年4回開催しています。

また、「学校給食における食物アレルギーへの対応について」というガイ

ドラインを町教委の方で作成し、それに沿って実施しております。

ガイドラインに沿った学校給食のアレルギー対応としては、除去食での対応、代替食での対応、そして一部弁当持参といった3段階で行っております。

具体的には、給食における食物アレルギーのある児童生徒へは、医者が書いた食事指導指示書に沿って対応します。まず事前に1カ月分の給食献立や原料配合表を保護者に配布し、保護者にチェックしてもらいます。そして、原因食材を除去するだけで解決する場合には、除去食対応となります。

また、代替食とは、例えば魚と野菜をいためる場合に、魚介類アレルギーの子供には魚のかわりに肉を入れて調理するなどの対応をしております。

しかし、代替食といっても、調理の最初から全く別の調理方法が必要な場合には、それはちょっと現状では対応できませんので、このような場合には、最後の手段でありますおかずだけを持ってくる一部弁当持参ということになります。

アレルギー対応食で重要なことは、当該児童の確認と、その子供が誤って飲食しないようにすることですので、学校と家庭が連携を密にとることはもちろん、担任だけでなく、全職員による共通理解、共通実践に努めております。

4点目の小1プロブレムについて回答いたします。

義務教育における発達段階の課題として上げられるのが、この小1プロブレムと中1ギャップがございます。

中1ギャップに関しては、本町では小・中連携事業に力を入れておりますので、それほど大きなギャップにはなっていないと私は思っております。

小1プロブレムとは、小学校に入学したばかりの1年生が集団行動をとれない、授業中じっと座ってられない、話を聞かないなどの行為が長く続く状態をいいますが、町内でもやはり全体で10数名ほどいるようでございます。これは入学した1カ月ぐらいはもっと多いのですが、だんだん減っていく。しかし、これが半年たってもなかなか直らないと、そういう状況でございます。

その対応策として、本町では、町独自の予算で、各小学校に教員補助員を配置していただいておりますが、この効果は非常に大きいと感謝されております。

小1プロブレム解消のためには、幼稚園や保育所と小学校との生活スタイルの変化への対応や、少子化や核家族化に伴います人間関係の希薄化への対応など、家庭や地域社会を巻き込んだ対策が必要だと考えます。まずは幼・保・小の連携とか、地域行事への積極的な参加など、できることから地道に取り組んでまいろうと考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

それでは、今、当初の答弁がありましたので、再質をさせていただきます。これは県教委が調査をしたということですが、本町では、教職員とか

児童生徒とか保護者の調査はされましたか。もし出てたら、結果を教えてください  
ただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

本町でも県教委の指示のもとで調査を行いました。

教職員の中には、教職員は自己申告なもんですから、中には、私は、給食  
を食べ残した子供がおったと、しかし、休み時間になってもまだ食べ残して  
おったけども、食べなさいと言って、そばについておって食べさせたと、あ  
れは体罰じゃないかもしれないという、そういうレベルのものから、これこ  
れの指導をしているときに、素直に聞かないのでつい手が出てしまいました  
という、そういう申告まで含めているいろいろございましたけども、私は、職員  
の方は、自己申告は正直に結構出てたかと、10数名ございました。

それから、児童生徒の方は、保護者と相談して提出するようなアンケート  
でございましたが、記名でもいいですよ、無記名でもいいですよ、自由です  
という、そういうふうなアンケートでしたけども、30数件ほどございました  
。各学校では、ちょうど卒業前という時期でございまして、多忙な時期、  
デリケートな時期でございましたけども、アンケートの結果を一つ一つ検証  
しながら、それが体罰に当たるかどうか、迷うときには学校評議員など外部  
の方の目で見てもらおうということをやった学校もございましたけども、そ  
ういうような形で集計をしまりました。

議 長 (山口経正議員)  
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

これは、数というのは主観の相違がございしますので、私としては余り出  
ていないなというふうに感じます。今、教育長の答弁の中にあつたように、あ  
くまでも感情ではなくて、生徒の改善という形にとらえられるのかなと私は  
思います。今の御答弁の中では。感情に任せて殴ったりたたいたりするとい  
うのは一番最低な方法でありまして、先ほど当初の答弁にあつたように、指  
導力の不足をそこで自分の暴力によって補おうとするのが体罰だと私は理解  
しております。今のところそういう報告も聞いておりませんし、そこまでは  
ないのかなというふうに思っております。

県がガイドラインは出したと言いましたので、そのところを、私も新聞  
等の切り抜きを持ってありますが、教育長の方から、ガイドラインに沿って、  
体罰はどういうものかというのを少し説明をしていただければいいと思いま  
す。

議 長 (山口経正議員)  
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

これがその冊子でございまして。30ページから成っているものですが、こ  
れには初めて体罰とはどんなものかという体罰の定義、それから体罰が起こ

る背景、それから体罰が及ぼす影響、体罰によって問われる責任、体罰のない学校づくりに向けた研修の進め方、そして体罰の事例集、そして体罰根絶に向けたチェックリスト、そういう細かい項目から成っております、これはすごい量でございます。まず差し当たってそれを見てくださいと、そしてこれをきちんと製本したきれいなものはもう少し時間がかかるから、それを後日渡しますという、そういうシステムになっております。

議長 (山口経正議員)  
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

今の指導集というのは、教職員の方々に配布をするわけですよね。研修もやられるんですか。お尋ねします。

議長 (山口経正議員)  
教育長。

教育長 (黒田義和君)

全員に配布し、研修も、一度にすべてできませんから、きょうはこのところ、きょうはこういうところというような形で、それぞれの学校の実態に応じてやってもらっております。

議長 (山口経正議員)  
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

3月議会でも少しあったと思うんですけど、例規集みたいな、体罰指導集みたいなものを全部話せというのは無理なので、簡単に、懲戒と体罰との違い、新聞でも書いてるんですね。いろいろ。私よりも教育長の方からその2点について、具体例がもし取り上げられれば、それで答弁していただきたいと思えます。

議長 (山口経正議員)  
教育長。

教育長 (黒田義和君)

体罰は、同じしかり方でも小学1年生と中3では違いますので、子供の年齢、発達段階に応じて総合的に考えてくださと、そして殴る、けるとか、そういうのはもういかんと、そして長時間にわたって正座や起立をさせることも、これも肉体的苦痛を伴うので、これもだめですよと、そういうのが前段で大きく定義されているのです。

しかし、しかることは必要に応じていいんですよというか、懲戒ですね。それで例えば、詳しく書いてあるんですけども、放課後教室に残すと。それから、授業中、教室内に立たせると。教室外に出して立たせるというのは、これはもう体罰の部類ですけども、教室内に一時的に立たせると。それから、学習課題や清掃活動を課すとか、あるいは練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させるなどのことは、これは程度もあるけども、しかり方としては体罰ではないというような、そういうふうに具体的に示されております。

議長 (山口経正議員)



10番

西岡議員。

(西岡克之議員)

確かに根本的に子供を思うか思わないか、理性でしているか、していないか、そこが体罰と懲戒の分かれ目になるのかなと私は感じております。本町でもまずそういうふうな形で、事故ととらえられないような、あくまでも指導という形の中での懲戒をできるような、根本的には教員の方々の指導力の向上と先ほどおっしゃったようになるのだらうとは思いますが。そこを目指してやっていただきたいと思えます。

それと、2番目の課外スポーツクラブ、これについては、私も学校で役員をしていましたので、よくその現状がわかります。これは学校の先生は、教諭は、クラブを持っても手当も何もつかないわけなんですよ。もうあくまでも先生の良心というか、そういう形をお願いをしているんですね。だから、言葉は悪いですけども、要領のいい教員はしない人もいます。しかし、みずからの情熱で子供たちに指導をしてくれている。残業も何もつかない。むしろ日曜日には自分も一緒になって各試合会場に行って、車を回したりするのが多いんですね。ほとんどそれによるものだと思います。

同様に、課外コーチも同じだと思うんです。たしか私が役員をしてたとき、年間に二、三万ぐらいだったかな、お渡しして、お願いしますという形ですけども、ガソリン代にもならんのですよね、それくらいの金額では。あくまでもボランティアで両方ともとらえていいのじゃないかなと思うんです。

そういう中ですけども、厳密に体罰はいけません。体罰をなくすために、あるいは外部コーチというのは学校が直接頼まないんですね。PTAの会長が部活動振興会長を兼ねて、お願いをするという形ですね。学校の先生方の顧問というのはまた学校長がという形になるんですかね。ちょっと違うんですけども、これも、しかし先ほど申し上げたように、体罰は絶対いけないことなので、その辺の喚起というか教育というか、教育と言ったらちょっと言葉がおこがましいですけども、注意といいますかね、はどのようにお考えですか。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

今、議員がおっしゃったとおりでございますね。部活動の顧問の実態、外部指導者の実態は本当、全くボランティアでございます。しかし、子供が大好き、スポーツ大好きという、そういう大人の方々が子供たちの人間教育を部活動を通してやってくださっていると。これにやっぱり我々というか、保護者も感謝していただきたいなど。もう顧問が決まったから、その人に任せっきりじゃなくて、やっぱり協力するところは協力していくという、そういう姿勢が見られれば、私は体罰防止策にもなるのかなと、そういうふうにはおりますけどもね。機会あるごとに校長も我々も、そして保護者の皆さん方も、顔を出すということもいいんじゃないかなというふうに思ったりもしています。

議 長 (山口経正議員)  
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)  
わかりました。じゃあ体罰についてはここでやめておきます。  
次、給食です。まず、昨年、県内で誤配が2件あったというんですけども、それは御存じですか。

議 長 (山口経正議員)  
教育長。

教育長 (黒田義和君)  
知りませんでした。

議 長 (山口経正議員)  
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)  
これは新聞記事でございます。県内では2件あったそうです。佐世保でアレルギーがある市立の中学1年生が粉チーズが入ったスープを飲んで下痢、嘔吐をしたと。諫早では、小麦アレルギーを抱える市立小の女児がうどんを食べて、帰宅後に腹部にはれや発疹が顕著にあらわれたと云々ありまして、この日はセンターが小麦でつくるうどんを除くことを忘れていたということですね。先ほど除去食のお話がありましたが、このときは忘れていたと。佐世保の方は、生徒の体質を把握し、原因物質を取り除いたメニューを用意していたが、担任教諭が間違えた。昨年のチヂミと同じなんですね。当初はチヂミ、あれは除去食だったんですけど、おかわりしたときに担任が間違えて普通食を食べさせたということなんです。別の生徒のスープをつぎ分けたということですね。という形で、学校側の責任もあると思うんです。しかし、先ほど当初の答弁の中にあっただように、学校だけに責任を出すのはどうかなって私は思います。教員、学校ですね、学校と保護者の情報の共有というのが非常に大事になってきます。むしろ保護者が学校の給食に積極的に関与すべきだと。先ほど医師の指導書を持ってくると、学校がメニューを出して、保護者がチェックをして学校に渡しているという話がありましたね。そういう形で大事だと思うんですね。

そういう中で、まず、除去食で対応食の対象人数というのが町内に何人ぐらい、小、中合わせていらっしゃいますか。

議 長 (山口経正議員)  
教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)  
除去食、代替食、持参食、3種類の対応をしておりますけど、それは献立によって、きょうは除去食にするか、あるいはきょうは持参にするか代替にするかというのはその献立によって変わりますので、どれくらいかということはいえませんが、今、私どもが町のガイドラインに沿って対応している児童が小学校40名、中学校4名と、こういう児童がおります。

なお、また、牛乳につきましては、もう最初から飲まないという医師の診

断があった児童が、それ以外、小、中で17名把握しているところです。以上です。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

ちょっと確認させてもらいます。医師の診断書、指導書ですかね、これはちゃんと今言われた小、中、きちんと出てますか。確認をいたします。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

これは確認書が出て、それを学校に出して、担任が印鑑を押して、また保護者に渡すという、そういうことでやっております。

ただ、例えば卵アレルギーといっても、生卵はだめですよという子もおれば、オムレツはいいんですよとか、それからつなぎとして卵を使用している分は家でも食べてますとか、同じ卵アレルギーでもケースによって本当に複雑なんですよ。ですから献立表と成分表を事前に保護者に配って、こういう献立で、こういう調理でしますというのを見ながら、これは家でも食べてるからオーケーね、これはだめねというような形で対応しているんですよ。それも保護者が学校に出したら、学校が印鑑を押して、2通出して、印鑑を押して、また保護者に返す。私たちも確認しましたよ、この確認に沿ってやりますと、そういうふうに二重に三重にチェックをしていると。例えば先ほどの小麦だって、そばはだめだというけども、あるいはうどんはだめだというけども、よくうどんとパンという給食があるんですよ。もう何も食べられないじゃないですか。そういうときには弁当と。だから極力栄養士さんの方もそういうアレルギーの実態を見て、弁当持参が減るような献立は工夫していただいているという、それが今の現状でございます。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

わかりました。

その中で、先ほど誤配のことがあったんですけども、これは担任が誤ったと、昨年の子ヂミのことでも担任が誤ったということなんですね。担任の認識、この子は除去食よ、対応食よって、それと、もし担任が休んだ場合に副担任とかが入ったときの認識、それはきちんととられておりますか。そこをちょっとお尋ねします。

議長 (山口経正議員)

教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)

失礼します。

それが一番問題、最後の重要なところかなと、食べるところの重要な部分だなと思っております。まず、各学校では、全職員で食物アレルギー児童生

徒の確認をいたします。この子たちがどういうアレルギーであるかということを確認いたします。そしてその対応策につきましては、先ほど教育長が申しましたように、指示書をもとに、どういう対応をするかというのは各学校、栄養教諭、校長等が面談をしまして決めていきます。そしていざ食べるようになると思いますが、それにつきましても、特に先ほど言いましたアレルギー対応をガイドラインに沿ってしなくちゃいけない子供については、各学校がきちっとそれぞれのデータをもとに把握しておりまして、例えばきょうはだれだれ君、だれだれさんが対応食だという場合は、その印がついております。確認しております、学級担任が。そして先ほど申しましたように、問題は、学級担任が出張等でないという場合がございます。これについても各学校が、やり方は若干異なることがあるんですけど、例えばきょうはこの学級の児童が代替食だという場合は、確実に代教という担任が給食に参ります。その代教の先生に、例えばある学校では主幹教諭や教頭が、この学級にはだれだれさんがいますよと、ですから注意してください、こういう対応ですよという書いたシートを差し上げていると。そしてなおかつ、出席を書く欄がございますが、そこに赤で、給食のだれだれさん代教と赤で印をして、確実にここはきょうは注意をしてくださいねという確認をし、その給食が終わりましたら、その後に、きょうは異常ありませんでしたという報告を教頭が受ける。そういうシステムを各学校が工夫しながらとっているところでございます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

細心の注意を払われてやっているということが答弁で聞いてとれます。もしものとき、例えば、今の聞いたらほぼ大丈夫かと思うんですが、もしものときにアレルギー症状で重篤な状況になったとき、もう御存じかもしれませんが、エピペンというのがあります。これは導入に際して、我が公明党が非常に国会で尽力をいたしました。医師法の壁もクリアしなければならないし、保険適用にもしたんですね。以前、サインペンのような形なんですけども、キャップを取って、アレルギーが出たら太ももに押し当てて注射をするという形、その注射をするというのが医師法でいけなかったもので、それも取り払った。非常にこれ高価なんです。1万円ぐらいしたのを、それも1万2,000円から1万5,000円だったんですけども、また、有効期限も1年間なんですね。非常に高かったんですけども、これも国会議員の方で頑張って保険適用しました。アレルギー症状が起きて病院に行くまでの間の、アドレナリンを入れて緩和をしておくというものなんですね。非常にこれが出てから大分命が救われたということがあります。これは学校に置けないんですね。使用の方法では、学校に置けず本人が携帯しておかないかん。ランドセルとかに入れて持っておくということなんですよ。本町では、持っている子供というのは実際にいますか。それと、もし持ってる子がいたら、これは本人が打てないとき、例えば泡を吹いて、もう意識がなくなって、担任が打

っていいんですよ。そういうふうに医師法の壁も越えたんですね。担任が打っていいというか、担任の認識というか、その辺はありますか。そこをお尋ねします。

議長 (山口経正議員)  
教育長。

教育長 (黒田義和君)

議員が御指摘のエピペン、これを常備している子供が本町には2人おります。小学生です。今、るる御説明があった、まさにそのとおりで、私、最初聞いたときに、それどこに置いとくと、保健室かどこか置いとくんだらうと思ったんですけど、そうじゃなくて、いざというときに打てるということで、保護者と医者と、担当医と保護者が十分話をされて、学校と話し合っ、ランドセルに入れて常備しております。ただ、これは打てば治るんじゃないで、打つことによって一時的にその症状を引き延ばしてやると。ですからその後はすぐ病院に行くということで、どこの病院に行けばいいか、どの担当医を訪ねるかということもちゃんとマニュアルがありまして、そういうふうに2名とも体制は整えております。もちろんエピペンを打つのは、教員が打っていいわけで、医師法の改正がありましたので、そういう研修も行っております。

議長 (山口経正議員)  
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)  
わかりました。

角度を変えて、この給食のこと、ちょっとお話をします。

給食は、おなかを満たすという一面もありますけども、食育という観点から考えますと、学校の授業の一部なんですね。環境づくりというのが非常に大事になります。そのとき、今後、先ほど言ったように除去食、対応食等、きめ細やかな対応が求められます。もちろんそれについては栄養の職員、栄養職員ですね、調理場、設備、別につくったりしますから設備も要るわけですよ。そういうふうなもの今後ふえてくる要素が多々あります。そのときに、いざ本町の各小学校の個別の部分とセンターでつくっている部分、今後対応ができるのかなと。センターなんかかなり老朽化がしてますので、そういう対応ができるのかなというふうに思います。

また、栄養教諭の配置についても、これは予算が伴うことなので、必要と委員会は思っておっても、小学校と一緒に、委員会がつくるわけじゃないんですよ。委員会は小学校がつくったら運営をしていく。運用をしていくという形です。同じように、調理場というのも、これ必要になれば、予算が伴うので、執行側の方で予算をつけてしてあげなければならない。その点について、今後の予算措置とか必要になってきますので、今後の対応とか考え方というか、どのようにお考えなのか。もう委員会はよかです。町の方に尋ねたいと思います。

議長 (山口経正議員)

教育長。 (黒田義和君)

栄養士、学校栄養職員の配置は、これは県費負担教職員で、県が給与を出しますね。これはもう定数法で、何食以上つくって1人配置という、そういう基準がございます。本町では、その基準よりもプラスアルファ、余計いただいてますが、そういうものでございまして、町がそういう栄養士を雇って対応はするという、そういうふうな性質のものではなくて、例えば長崎市とか佐世保市、大きいところでは、課の中に栄養士さんがいて、その方が全体的な指導をするというケースはございますけども、町が、先ほど教員補助員みたいに、給食の栄養士さんを別途に単独で雇用して対応しているということは、私はまだ聞いておりません。それをしなくても、今、5名配置されてますので、それで配置されてない学校は兼務してるですよ。兼務して献立つくったり指導をしまするので、そちらの方はいいのかな。ただ、除去食とか代替食をきめ細かにというのは、これはちょっと本当に無理だと思いますね。給食をつくる一日の日程の中で、そして違う系列でおかずをつくっていくという、そういうことは非常に厳しいだろうというふうに考えております。だから今のところ、できる範囲のところ、できることの対応をしていっていると、そういう状況でございます。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

わかりました。栄養職員のことについては私も理解しております。ただ、今度、個別に何人が分ついたりとかするわけですよ。手狭なセンターとか、そういうとこでできるのかなと思いますので、今後、先ほど来言われている町の遊休地、今度の開発のところとかいう形もありますので、それも含めて、前からこれはもうお話あったんですね。センターをどうするのかという形もありますので、そういうのに対応できるセンターを今後つくる予定というか、考えられているのかなという形でお尋ねしたいと思います。町長、お尋ねいたします。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田愼一君)

今、お話を伺っておりまして、いろんな問題が実はあるということですね。除去食とか、代替食とか、持参食とか、そしてまたアレルギー体質の子の対応をどうしていくかというようなことでございますけども、今の状況の中で解決するものもあろうかと思っておりますけども、現在のうちに即、調理場、こういったものをつくるというような計画はございませんけれども、ただ、今後はやはり老朽化等々はしてくると思うんですよ。そういったものを踏まえて、現在のうちから検討していくというようなことは考える必要があると思っております。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)  
 ぜひ前向きにこの件も考えていただきたいと思います。給食は終わります。学童クラブの件ですけども、先ほど言いましたが、本町は割と人口が市内と比べて増加傾向なんですね。そこの下高田のともあります。あそこも開発がふえたら、恐らくまた子供たちもふえてくるんだろうと思います。

その中で、現在、もう既に定員以上の人員を抱えているところがあります。私の資料によりますと、まるたんぼクラブとかは103ですか、まきのき、53、25年度か、123ぐらいになるんですね。それとか北小クラブですか、かなり多いんですよ。北小校区というのは、聞き及んでいる限りでは、今後、宅地開発というのは、大規模な宅地開発はないんです。あと、高田小のところは今、宅地開発が、区画整理が進んでますが、まだ余裕がこれあるんですね。一番の問題は、そこのまるたんぼクラブなんです。まきのきは分割して一部商店街の中にあるんですけども、まるたんぼはもう依然多い人数なんです。県の放課後児童クラブの運営設置基準では、1放課後児童クラブの規模については最大70人までとすると、県の方ではこういうガイドラインが出てるんですね。国の方ではおおむね40人までとするというガイドラインが出てるんです。先ほどニーズ調査をされるということで、当初の答弁がありました。このニーズ調査というのは、もう数が多いので、何のニーズ調査をされるのかなというふうに思うんですね。数も多いのにニーズをするのかなという、何のニーズ調査をされるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長 (山口経正議員)  
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)  
 答弁にありましたニーズ調査については、御存じのように、平成27年から新しい子育て支援の制度が変わりますが、それに対応するための計画をつくらなければいけませんので、それに対するニーズ調査で、要するに放課後児童クラブも含まれたところでございます。

議長 (山口経正議員)  
 西岡議員。

10番 (西岡克之議員)  
 27年までは、今、25年に入りました。あと2年間は現状のままでしておくという形ですか。今の定員を大きく上回った劣悪な状況で子供たちをそのまま児童クラブに置いておくという形ですか。お尋ねいたします。

議長 (山口経正議員)  
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)  
 まるたんぼクラブにつきましては、まきのきクラブを分割した際は、一時期にちょっと減りましたが、常に100名前後が常態化してますので、できれば適当なといいますか、安全な環境といいますか、適地があれば分割

を、まるたんぼに関しては、今後のニーズ調査と関係なく、所管としては検討しているところでございます。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

早目にやってほしいと思います。流行語で、いつやるんですかって、今でしようとかいう流行語も今ありますけども、そこはいろいろ調査をされてやっていただきたいというふうに思います。

例えばの話、まきのきは分割したときに、商店街の2階に行きましたね。商店街という選択肢もなきにしもあらずなんです。今、商店街の一番街の1階の奥の方、2つあいてます。2階じゃなくて1階なんです。だから子供たちも事故が少なくなると思います。そういうところも考えられるんですけども、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉部 議長 (田島弘明君)

議員さんがおっしゃること、確かにそうでございます。提言もありがとうございます。

商店街の空き店舗の利用なんですけれども、これに関しましては、相手方があることでございます。それと面積要件とか、いろんなクラブをつくる要件ですね、トイレとか休憩所とかいろいろあるもんですから、そういうのを見ながら、そこが適地かどうか判断をさせていただいて、また保護者等の経営状況を、そういうのも見まして、それができるとなれば、また交渉をしていきたいと考えます。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

非常に前向きな答弁と理解いたします。ぜひ早目にしてあげてください。子供たちがもう劣悪な状況の中でのいるのを私も何回となく見ております。公的施設じゃなくて、民間の施設も入れて、どんどん選択をしていただきたいというふうに思います。

余り時間ありませんので、次に行きます。

高齢者の肺炎球菌のことなんですけども、後期高齢に関しては、その方々に対しては、予防を前提とした調査が今行われていると思います。その前段の部分、例えば70歳から74歳、75歳、後期に入りますので、その部分の予防の補助ができないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険課 議長 (小佐々司君)

お答えします。

町長の答弁にもあったかと思うんですけども、予防接種部会の方で、25



年度未までに結論を出すということを申ししておりますし、厚労省の副大臣につきましても委員会の方で前向きに検討すると言っておりますので、町といたしましては、その決定を待って、行動を見守りながらいきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そしたら普通の自治体と一緒になんです。住みたい、住み続けたいって、よそとの差別化を図る意味で、ぜひこれは70歳から75歳まで打ってほしい。もう日本の自治体の、これは2012年の新聞ですけども、4割はもう実施をしてるんですよ。全国的に見れば。予防の補助ですね。以前、子宮頸がんとかヒブワクチンとかのときにも言いましたけども、これは予防医療という観点なんです。予防をすることによって重篤な状況にならないようにさせておく。で、医療費を抑制するという考え方です。ですから、ある効果が、先ほど言ったように、これは1回打つと5年間打たなくていいんですよ。これを打ちますと、入院患者と入院期間の減少などで、全国では年に5,115億円の医療費の削減が見込まれるという統計も出てるんです。長与は、非常に他市町村と、長崎県内から比べたら、福祉も厚いし教育もすばらしいと、環境がいいという形でいろんな方が長与に移り住んできておられます。全部しろとは言いません。例えば60歳からしろとか、65歳からやれとか言いません。せめて70から74歳までの方々に補助をしていただけないかなと。

数字を見ますと、70歳から74歳までの人口は2,025人。この約7%、これ、7%というのは、先進地、長崎県でも南島原とか島原とか雲仙とかもやっています。そういうとこの先進地でやったら、7%ぐらいの対象年齢の人たちが来られたそうなんです。それで、2,025人の7%で145.95人、146人。これで3分の1でも、半分とは言いません。6,000円、大体あれかかるんですね。6,000円から7,000円ぐらい。6,000円の3分の1補助で2,000円。掛けますと29万ぐらいなんです。補助が。29万で、しかも1回打てば5年間打たなくていい。1回肺炎にかかって病院に行って国民健康保険を使えば、この金額では済まないわけですよ。1人以上、1人でもこの金額かかるんですよ。そしたらもう予防のため打ったらどうなのかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。所管がちょっと答え切れなかったら町長にお尋ねします。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

今、議員が御指摘のとおりでございます。長崎県でも医療費、病気にかかった医療費というのが32億7,500万という、県下でもかかっています。長与町としましても、これにつきましては、やはり皆さん、健康、健全で、そしていわゆるまずかかる病気よりも予防からそういうことをというのが私の持論でございます。これにつきましては、今、所管が言いましたけども、

ちょっと研究を今しています。どのくらいでどうしたらいいかというようなことがありますので、もう少し時間をいただきながら、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)  
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

なかなか前向きな答弁を町長がしていただきましたので、ぜひこれ早目に、スピード感を持ってやっていただきたいというふうに思います。

ちなみにアメリカ、カナダ、オーストラリアは接種に対しては公的支援も実施しているそうなんです。日本だけなんですね、おくらしているのは。ほんで65歳以上の高齢者の接種率は、アメリカが60%以上です。65歳、私は70からと言って、65歳以上でアメリカは60%以上なんです。我が国は16%程度なんだそうですよ。先ほど言ったように、これをやらずして、現在、重篤な状況になって、国保ですごいお金を使うというよりも、一遍打っておきさえすれば5年間いいんですから、かかりにくいんですから、ぜひ、町長、これ、スピード感を持って、早目に、他自治体との差別化をつけていただきたいというふうに思いますので、ぜひ早目にこれはやっていただきたいというふうに思います。どうぞその辺をよろしく願いして、要望を重ねておきますので、もうお昼になりましたので、皆さんおなかがすいているでしょうから、この辺でやめておきたいと思いますので、どうぞよろしく願いします。

以上で終わります。

議長 (山口経正議員)

場内の時計で13時15分まで休憩します。

(休憩12時06分～13時15分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほどの一般質問、岩永議員の答弁に関して、町長より発言の訂正の申し入れがっております。会議規則第64条によりこれを許可します。

町長。

町長 (吉田慎一君)

ただいま議長からお許しをいただきましたので、先ほどの岩永議員への答弁の訂正をお願いいたします。

答弁の中で、開発区域内への進出企業について、イオン九州と申し上げましたが、正しくはイオンタウンでございますので、訂正をお願い申し上げます。申しわけございませんでした。

議長 (山口経正議員)

これより一般質問を行います。

通告順3、安部 都議員の 少子化対策と子育て支援について、 風疹ウイルス感染の予防と対応策についての質問を同時に許します。

2番、安部 都議員。

2 番 (安部 都議員)

皆様、こんにちは。昼からの1番バッターであります安部です。それでは、元気でまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

少子化対策と子育て支援についてお伺いいたします。

急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化の中、ことしの子供の出生率は1.39%となりました。まさに国益に伴う深刻な日本の問題点であります。また、子供を預ける保育所の待機児童は全国で2万5,000人存在し、早急に解決すべき課題でもあります。

保護者や地域の多様なニーズにこたえるため、平成18年10月から認定こども園制度がスタートいたしました。そこで、本町の今後の少子化対策とよりよい幼稚園や保育所のあり方についてお伺いをいたします。

(1) 町立高田保育所の職員数は足りているのでしょうか。もし足りなければ、今後、保育士の増員も視野に入れて検討するのをお伺いいたします。

(2) 少子化対策についての取り組みをお伺いいたします。その対策の一助として保育料の負担軽減もあると思いますが、検討はどのような形でしょうか、お伺いいたします。

(3) 待機児童対策はどうでしょうか。今後、榎の鼻地区などの団地がふえたら子供数もふえると思いますが、その対応策はできているのでしょうか、お伺いいたします。

(4) 本町での幼稚園、保育園の認定こども園導入はあるのでしょうか。今後の町のかかわりと影響はどのようになるのをお伺いいたします。

風疹ウイルス感染の予防と対応策についてお伺いいたします。

国立感染症研究所の発表によると、ことしの全国の風疹患者数が4月28日付で累計5,000人を超えました。現在は6,000人を超えたと思います。本県の新規患者は、5月14日時点で3月から4月に8人発症しております。これから感染者が拡大される懸念もあります。

そこで、本町の風疹感染を防ぐための取り組みと今後の対応策についてお伺いをいたします。

(1) 本町において風疹ワクチンの公的補助の考えがないのをお伺いいたします。

(2) まだ風疹ワクチンを受けていない未接種者に対するこれからの対応策はどうするのかお伺いいたします。

(3) ワクチンを受けるよう住民に対する周知徹底をどのように行うのをお伺いをいたします。

以上、回答をよろしくお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

正午の第1番目でありますけれども、安部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目の御質問の1点目につきまして、高田保育所では、正職員10名と

嘱託職員 3 名、調理を委託しております管理公社職員が 3 名と短時間パート職員 16 名で対応しております。保育所では、法で規定された設備、人員等の基準があり、その基準に基づいて運営しておりますので、増員の考えはございません。

2 点目につきましてですけれども、子育て世代の財政的負担軽減のため、本年 4 月から低所得者層を重点的に保育料の見直しを実施したところでございます。今後も少子化対策の一環として、近隣市町の料金を考慮しながら、保育料の見直しについて検討し、負担軽減を図ってまいりたいというふうに考えております。

3 点目でございます。保育所入所の待機児童につきましては、今のところ本町では発生しておりませんが、榎の鼻土地区画整理事業等が進むにつれ、これから発生する可能性はあると思われまます。具体的な対応策はまだできておりませんが、今後実施するニーズ調査の結果を踏まえ、国、県の動向を注視し、保育定数等を検討し、対応策を決めてまいりたいと考えております。

4 点目につきましては、町とのかかわりとしては、子育て関連 3 法の改正により、新しい子育て支援制度が平成 27 年度から施行されます。既存の幼稚園、保育園は認定こども園への移行ができますが、移行する場合は、それぞれ不足する要件を満たすことが必要になりますので、今のところは積極的な働きかけはしていないところでございます。園の独自の判断によるものと考えております。

今後の影響としましては、想定される 3 歳児未満の待機に対応するためにも、国の方針から考えますと、新たな認可保育所の設置よりは、新しい制度が施行されることにより、幼稚園による幼保連携型認定こども園への移行が考えられます。いたしまして、町が支出する財政的負担は今後増加すると思われるしております。

2 番目の御質問の 1 点目でございますが、本町に風疹ワクチンの公的補助の考えにつきましては、現時点で風疹に関する公的補助を行っているところは県内にはございません。町といたしましても現在の状況での公的補助の考えは持ってないところでございます。

2 番目の風疹ワクチンの未接種者に対する対応策について、3 の住民に対する周知徹底について、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

未接種者に対する対応策、住民に対する周知徹底につきましては、特に妊婦への感染を抑制するために、婚姻届提出時に風疹の感染対策リーフレットを配布し、妊娠前の受診勧奨を行っております。定期予防接種の対象者には個別通知を行い、乳幼児健診、就学前健診などの機会を通して予防接種の重要性を説明しております。また、町のホームページにも昨年度から掲載し、任意での予防接種を呼びかけておるところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

それでは、再質問に移らせていただきます。

少子化対策と子育て支援ということで、本町の長与町立高田保育所が旧舎から新しく、新しい場所に新園舎として建ち、また、子供たちも先生方も新しい気持ちで迎えられて、過ごされていることと思います。

そこで、高田保育所、先ほど町長が言われましたけれども、正規職員もろもろ含めて16名で対応されているということを言われておりましたが、私が聞いたところによると、所長を含めて10人が正規職員ですかね、そして嘱託職員が3人ということで、嘱託職員は1年間の契約だということをお聞きしております。じゃあ残りの3名というのは、あとはパートの職員だということで認知してよろしいのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)  
部 長 先ほどの町長の答弁ですけれども、正職員が10名、嘱託職員が3名、調理を担当している管理公社職員が3名、それと短時間の保育を持つてるパート職員が16名で対応をさせていただいております。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)  
了解しました。

現在16名ということなんですけれども、この高田保育所は、子育て支援センター、おひさまひろばも現在兼任しているという状況であると思うんですね。それで、前任のおひさまひろばの所長の方が退職されたわけですよね。それで現高田保育所の所長も兼任をされているということでお聞きしたんですけども、それで理解してよろしいんですか。

議 長 (山口経正議員)  
生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)  
部 長 そのように今現在なっております。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

おひさまひろばの方も現在子供たちもたくさんいらしてますよね。そして対応も大変忙しい中で、園の方も対応していかなければならないという、非常に兼務する方としても忙しいのではないだろうかというふうにも思うんですね。そのところはどうかでしょうか。今までいた前任の方がおやめになって、果たして兼任がうまくいくのかどうなのか、その後の後任は考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

議 長 (山口経正議員)  
生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)

部長 現在、保育所長が支援センターの所長も兼務しておりますけれども、人数自体は、昨年2名の方が退職されました。2名の保育士を入れておりますので、人力的には変わっておりません。今後は、一応前任者に指導を仰ぐということで、囑託として支援センターの方に今勤めていただいております。1年間は指導をしていただきながら、新しい方に少しずつなれていただくという格好で業務をしていくという方向で今現在進んでおります。

議長 (山口経正議員)  
安部議員。

2番 (安部 都議員)  
先ほど回答で、2名退職されて、新しい人をまた2名補充したということで、職員数としては変わっていないということなんですね。早くやはりそのところの、おひさまひろばの方は後任をしっかりと見つけていただいて、対応していくことが必要じゃないかなというふうに思うんですね。

そこで、昨年度は、平成24年度5月1日において、子供数が71名でした。ことし、新設されたこともありまして、子供の数がどっとふえまして、平成25年、ことしの5月、同月日では、16名増加して87名に子供たちが増員したわけなんですよ。それで保育士は現行のままということなんですけれども、そこで大変不足しているのではないかなというふうに、職員数がですね、思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)  
この職員を今雇ってる分は、先ほど町長も言いましたけど、法の方で規定された人員ということで、定員が高田保育所に関しましては90名で定員をしております。それに対して4月1日現在は83名で、議員さんがおっしゃる5月は87名ということだと思っておりますけれども、定員内ということで、今の人員では賅っているということになっております。

議長 (山口経正議員)  
安部議員。

2番 (安部 都議員)  
現在、子供たち、児童数は、ゼロ歳児が5人ですね。それに対する保育士が3人対応されている。そして1歳児が18人、保育士が3人から4人ですかね、対応をしている。2歳児が15人で保育士が3人、それから4歳児が19人で1人、5歳児が12人で1人という割合で保育士が対応していると思うんですけれども、これは間違いありませんか。

議長 (山口経正議員)  
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)  
済みません。議員さんがおっしゃった各クラス何人というのはちょっと、申しわけありません。資料を持ってきておりませんが、法の人員基準に基づいて、おっしゃるとおり、例えばゼロ歳児だったら3名に最低保育士が1人

とか、そういった基準をクリアするために正職員それぞれ配置され、あとパートさんたちも、お子さんが学校のように例えば9時に全員通園してとかというんじゃないくて、時間帯がずれていきますので、その状況に応じて職員は配置されてますので、今のところ足りてると。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

今のところ足りていると、法の基準に基づいてやっていると言われましたけれども、かなりやっぱりゼロ歳児、1歳児、2歳児というところは、非常に手がかかる、一番大切なところなんですよね。そしてまた、今までは1階の平家で十分に手が足りていて、目も行き届いていたということなんですけど、今度2階建てになりまして、子供たちも幅広く動き回って、多くなるわけですよ、広く範囲が。やはり保育士の方たちもかなり目が届かなくなったり、大変な状況になると思うんですけども、本当に大変だと、見てても大変そうですね。そこで、そのこのところを、おひさまひろばも兼任されているということで、あと1人2人、せめて正職員が10人で、嘱託3人いらっしゃいますけれども、これも1年間の契約ですよ。それで、パートさんがいらっしゃるといっても、やはりかなりこれは正職員、1歳児、2歳児となると、パートさんでも、1人2人入っても足りないという状況だとお聞きしてるんですよ。それで、かわるがわるパートさんが入れかわる。パートさんは1週間に2日半しか労働が可能ではないですね。だから日に日にずっとかわっていくわけなんですよね、パートの方たちは。ちっちゃい子供たちは、やはり同じ保育士の顔を見て、安心してなれていくというところがありますので、低年齢化の子供たちは、しょっちゅう保育士がパートでかわって、先生がだれだったのかな、どの先生かなというような感じで、安全・安心して身を任せることが子供たちも大変だなというふうに思うんですけども、もうちょっと聞きます。正社員じゃなくても、嘱託として1人2人でも今後余裕を持って対応していくというようなお考えはないでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)

部 長

確かに議員さんがおっしゃるように、私たちの職務、この役場の本庁でも手が足りないような状況になっております。ただし、やはり国の法にのっとって人員を配置しておりますので、正職員はちょっとふやせないんですけども、今おっしゃるように、毎年年齢ごとの子供たちの数というのも変わってきます。それで、小さい方には3名に1人とかいうふうになってるんですけども、大きくなるとまた大人数の中に1人という形になりますので、その付近でなかなか雇いが難しいんですけども、そのときに応じて臨機応変に嘱託等で対応していきたいと思っておりますので、その付近は子供たちの成長に弊害がないような形で対応はしていきたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)

2 番 安部議員。  
 (安部 都議員)  
 了解いたしました。

高田保育所のほかに本町は6園、また保育園があるわけですね。その中で、高田保育所の開園時間というのは、午前7時15分から午後6時15分ですね、開園時間がなってますけれども、ほかの6つの保育園は午前7時から午後7時までの開園時間というふうになっております。このところは今後、高田保育所の開園時間というのは合わせるような予定とかはあるんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
 生活福祉部長。  
 生活福祉 (田島弘明君)  
 部 長 これに関しましては、この議会の中でも大分質問を受けております。新しい園舎ができて、延長保育を始めますということでお約束をさせていただいております。今、やっと新しいところになれてきているところでございますので、早急に勤務体制をとりまして、延長保育をやりたいというふうに考えておりますので、いましばらくお待ちください。

議 長 (山口経正議員)  
 安部議員。  
 2 番 (安部 都議員)  
 じゃあ今お考え中ということで、延長保育をやられるということですがけれども、今現在、時間は6時15分というと結構、時間どおりには終わらないわけですね。遅くお迎えに来られる方たちもいらっしゃいますし。この中で、職員に対する時間延長の超過勤務に対する手当というのは出ていらっしゃるんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
 生活福祉部長。  
 生活福祉 (田島弘明君)  
 部 長 職員同様、申請主義でやっておりますので、きちんと申請が出た分に関しては差上げてます。

議 長 (山口経正議員)  
 安部議員。  
 2 番 (安部 都議員)  
 手当が出ているということなんですが、今後、時間の延長も含めまして、高田保育所は本町で唯一の公立保育所で、中心的な存在でありますので、子供の育成という環境の配慮からも、また今後そのように職員の増員というのにも検討していただけないかなというふうに思います。

そしてまた、高田保育所では、障害児保育というのは現在いらっしゃいますか。

議 長 (山口経正議員)  
 福祉課長。



福祉課長 (西平隆邦君)  
 障害児については、手帳所持とかというのはちょっと資料を持ってきてませんけども、何らかの障害のグレーゾーンといいますか、そういった方はいらっしゃると思います。

議長 (山口経正議員)  
 安部議員。

2番 (安部 都議員)  
 グレーゾーンと、障害を持った方がそれなりにいらっしゃるということなんでしょうかね。

議長 (山口経正議員)  
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)  
 そうです。

議長 (山口経正議員)  
 安部議員。

2番 (安部 都議員)  
 そうすると、その子たちにはかなり手がやっぱりかかるわけですよ。専門的な保育士というのやはりしっかりとついていかなくちゃいけないということで、これからの対応策をしっかりと考えていただければと思います。

それから、次の少子化対策についての取り組みについてですけれども、先ほど町長がおっしゃられました、低所得者を中心として、対応策を、負担軽減を図っているということをおっしゃっていました。非常にありがたいことなんですけれども、本町の子供の人口は、15歳以下が6,674人ですね。それで男性、女性合わせて16%ということになってますけれども、先ほどの保育料の軽減なんですけれども、ここに保育料の軽減の表がありますけれども、8階層を区分されて、それから3歳未満児と3歳児と4歳児以上ということで別れております。これは、この表を見る限りでは、大体2,000円から3,000円ぐらいの負担軽減を行ったという形になってますが、それでよろしいですか。

議長 (山口経正議員)  
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)  
 今回の改正については議員お持ちの表のとおりでございます。

議長 (山口経正議員)  
 安部議員。

2番 (安部 都議員)  
 これは前回から同僚議員が質問も何回もされているとおり、今まで本町は2人目が半額と、3人目が無料だったんですけれども、それも今回は2人目が半額と3人目無料ということで、市内と同様な形ぐらいに保育料が軽減されてるといっていいんですかね。

議長 (山口経正議員)

福祉課長  
 福祉課長 (西平隆邦君)  
 8階層あるうちの4階層までについては、長崎市並みといいますが、より下に設定して改正しております。

議長  
 議長 (山口経正議員)  
 安部議員。

2番  
 (安部 都議員)  
 子供たちを育てる保護者にとって、今後、保育料の軽減、そして女性の職場環境の改善を整えていくということは非常に大切なことで、子育てをより豊かに、ゆとりを持って親御さんたちがやっていけるというのは非常にありがたいことだと思います。

それで、国も今後、育児休業などの現行を1年6カ月から今後3年間とれるような検討を現在しているというところなんですけれども、若い夫婦が子供を産んで育てていきたいというふうに思う経済的ゆとりですよ、それと環境づくりというのはやっぱり少子化対策にはもう必須なことです、これからまた推進していただきたいなというふうに思います。

それから、本町で、今月からですかね、私立幼稚園の預かり保育の一部を補助する施策が出ておりましたけれども、これについては、ちょっと詳しく説明していただきたいんですが、普通の預かり保育とはまた別なものなんですよね。

議長  
 議長 (山口経正議員)  
 教育委員会総務課長。

教育委員会  
 教育委員会 (森川敏幸君)  
 総務課長  
 今年度、長与町で実施するようにしました私立幼稚園預かり保育促進事業というのがあります。この内容につきましては、長与町に住所を有し、私立幼稚園が実施する預かり保育を利用する園児の保護者に対して、予算の範囲内で預かり保育料の一部を補助するというこの制度でございます。ですから、簡単に言いますと、この預かり保育というのも保育所でいいます延長保育に当たるものでございまして、ですから、通常の保育時間の前後について、預かり保育を利用された方に対して補助をするという制度でございます。以上です。

議長  
 議長 (山口経正議員)  
 安部議員。

2番  
 (安部 都議員)  
 今の御説明では、現在幼稚園の方に通園されている子供さんが対象となるということなんですかね。例えば、今、幼稚園には行ってないけれども、親御さんが2人目を産むときに、1人目の子供さんをこの預かり保育に預けたいと、一時的に預けたいと、そしてこの対象となる方が妊婦中であるか出産後の療養期間であるというふうな対象もありますよね。出産前後ですよ。こういったお母さん方が上の子を、まだ幼稚園行ってないけれども、この預かり保育にしばらく預けたいという方たちもいらっしゃると思うんです

ね。現在実際行ってなくても。そういった方たちの対象というのはどうなっていますか。

議長 (山口経正議員)  
教育委員会総務課長。 (森川敏幸君)

教育委員会総務課長 この預かり保育促進事業のまず補助金の交付対象者といいますのが、この私立幼稚園に行かれています保護者の方が対象なんです。子供さんがですね。対象ということで、この補助金の交付対象者としましては、まず、昼間に仕事をされていて、労働が常態化しているという方とか、病気の方、長期の疾病状況とか妊娠中であるとか出産後の療養期間であるとか、そういう条件に合った方に対して預かり保育の補助対象ということにしております。

議長 (山口経正議員)  
安部議員。

2番 (安部 都議員)

今の回答では、私、何か非常におかしいんじゃないかなというふうに思うんですね。やはり私立幼稚園でも、現在行ってなくても、これから産もうという、2人目、3人目を産もうという方たちに対しては、やはりこういった形で幼稚園が一時的に預かる施策をとるべきじゃないかなと、全面的にですね、思うわけなんです。やはりそういった間口を広げていかないと、少子化対策にはならないと思うんですね。例えば単身でこちらの方に、長与に来て、周りに親御さん、親戚、子供たちを見てくださる人がいらっしやらない。そういった妊婦さんたちも子供を育てて、2人目を産もうというような形で、やっぱりそういった対応策をとっていかないと、柔軟にしていけないと、現在幼稚園に行っている方となると、非常に親御さんにとっては困ると思うんですね。住民の方にとっては。そういった対応策は今後取り入れてはいいんじゃないでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
教育委員会総務課長。 (森川敏幸君)

教育委員会総務課長 長与の町内につきましては、私立幼稚園だけ3つあります。ですから、各幼稚園でそういう預かり保育事業の内容についてもやられておられますので、こちらの方がどうしなさいということまでは行ってないんですけど、ですから今後につきましては、今回、補助金を交付して実施するようにしましたので、各幼稚園と協議をしながら、その内容的なものについても協議、検討をしていきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)  
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)

今、議員さんがおっしゃるような預かりの分は、高田保育所を初め、町内の保育園の方で実施をさせていただいております。有料でございますけども。そういう形で、町内のそういう希望のあらわれる方に対しては十分な配慮をさ

せていただいていると思っております。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)  
了解しました。安心しました、少し。これから子供を産みたいという方たちのためには、どんどんとそういった施策を広げていって、柔軟にしていっていただきたいと思います。

これから9月の対象者と3月の申請者というんでしょうか、今度どのくらいの利用者を見込んでいらっしゃるでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
教育委員会総務課長。

教育委員会  
総務課長 (森川敏幸君)  
この長与町の今回の私立幼稚園預かり保育促進事業につきましては、月に約100名ほどということで金額を算出をいたしております。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)  
100名ということですがけれども、それでは枠内の受け皿というのは大丈夫なんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
教育委員会総務課長。

教育委員会  
総務課長 (森川敏幸君)  
現在の町内、町外の私立幼稚園におきましても預かり保育をされてますので、その利用実績をもとにうちの方で算出をいたしておりますので、受け皿としては大丈夫かと思っております。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)  
それでは、次の質問に移らせていただきます。

待機児童とこれからの認定こども園というのは、一括化して、一本化して、これからちょっと聞いていきたいなと思うんですけれども、政府が先ほど言われました子ども・子育て3法を成立いたしましたして、新たにことしの5月に内閣府として、例えば今まで幼稚園と保育園というのが厚労省と文部科学省が別々だったのが、これからは認定こども園として、子ども・子育て支援法の中に認定こども園として、またこの中心を一元化して内閣府に置くように窓口になったんですね。それで、今度は内閣府の中に厚生労働省と文部科学省とが合体してそれぞれあって、それが総合的に今から子供支援策を行っていくというふうな形で今後政府は施策を考えていると思うんですけれども、この認定こども園ですが、現在、待機児童は先ほど本町はないということだったんですが、これから団地、新しい榎の鼻地区の団地、350世帯ふえるということで、働く世代もふえると思いますし、子供の数もふえると思うんで

すよね。それに対する本町の考えは、今は考えてないというふうに先ほど町長がおっしゃってましたけれども、どうでしょうか。今後オーバーするとなったら、保育園の方も本当不足するようになってくると思いますが、その点、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

町長の答弁でもありましたように、今のところ待機児童はおりません。今後、そういった将来目に見えてる、榎の鼻の区画整理とか、ふえる要素がありますので、そのときについては、今後は認定こども園制度を利用される幼稚園が出てくる可能性もありますし、その辺は何分投資等も各園必要になってきますので、そういったところで町としては様子を見ていきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

待機児童は今のところはない、そして今後対応していきたいということでもありますけれども、実際的には、親御さんたちは、4月時点では子供さんたちもスムーズに入りやすいと。しかし、転入されて来られた方たちなどは、やはり5月、6月、7月とか9月なんかはなかなか入りにくいということで、それで、待機児童がないといっても、実際的には月によって、希望するところに、保育所に入れない方たちもいらっしやると思うんですね。そういった方たちは、例えば4月以降、月々でもよろしいですが、何名ぐらいいらっしやいますか。

議 長 (山口経正議員)  
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

特定の園を希望されて入所できないという方については、先ほどから言っていますように、今年度につきましてはおりませんけれども、例年、大体年度の後半に、要するに復職といいますか、出産が終わって職場に復帰するためということで要望される方がふえてくるので、そういったところで、大体数名、年の後半の方で発生はしております。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

年の後半で、3月の時点ですすか。その数名というのは。

議 長 (山口経正議員)  
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

申しわけありません。その年でちょっと違いますもんで、大体年度末、3月等は特に多いかと、4月復帰を大体目指されますので、3月の方が多いと

議 長 思います。  
 ( 山口経正議員 )  
 安部議員。  
 2 番 ( 安部 都議員 )  
 やはりそういったところも、保護者の方たちは通勤に便利なところですよ  
 ね。通勤に行く途中に預けると。自宅の近くに預けるとなると、そういった  
 便利なところに希望されると思うんですよね。だからそういった年度末に数  
 十人ですかね、やはり出るということは、これは待機児童につながるのでは  
 ないかなというふうに思いますので、今後、榎の鼻地区もふえると思います  
 ので、対応策をこれから早急に考えていただければと思います。待機児童と  
 いたしまして、最近ニュースでも話題になりました。横浜市が、3年前は待  
 機児童が1,552人いたのが、現在ではすべてゼロになったというような、  
 いろんな形で施策を行ったということで話題になっております。  
 そこで、ここには区役所の中に保育のコンシェルジュという相談員を設け  
 たというふうなことで、子供たちの受け皿を順風に対応していったというコ  
 ンシェルジュというのがあるんですけども、本町ではどのような形で、保育  
 コンシェルジュまでは行かなくても、そういった子供さんたちの保護者に対  
 する例えば相談ですよ。うちの子はこうなんだけどというような保育  
 相談とか、ここの園に入りたいんだけどどうしたらいいかというような、そ  
 ういった保育コンシェルジュみたいな形で対応されてる方たちは、窓口だけ  
 なんですしょうか。  
 議 長 ( 山口経正議員 )  
 福祉課長。  
 福祉課長 ( 西平隆邦君 )  
 保育園の入所につきましては、通常、福祉課の児童福祉係で対応しており  
 ます。あと、そういった子育て等も含めての相談というのは、子育て支援セ  
 ンターの中で相談をされたりとか、実際あってるようでございます。  
 議 長 ( 山口経正議員 )  
 安部議員。  
 2 番 ( 安部 都議員 )  
 窓口の方でもやはりスムーズな対応策を、子供の相談というのができるよ  
 うな形で受け皿をちょっと幅広く、専門職の方を置いて対応していただきた  
 いなというのも要望であります。  
 これからここで待機児童の対策としまして、企業などの参入なんかがある  
 と思うんですね、今後。もしそうなったときには、企業の参入などは検討は  
 ありますか。  
 議 長 ( 山口経正議員 )  
 生活福祉部長。  
 生活福祉 ( 田島弘明君 )  
 部長 保育所の園児がふえて、どうしても足りないとなりましたら、いろんな方  
 法で検討していかなきゃいけないと思うんですけれども、まず、横浜みたい

に株式会社が保育所をつくるとか、そういうのはこの近辺、事例がございません。ただ、今言うように、そういうことが起きてきたら、そこがきちんとした対応ができるようなところであれば検討していかざるを得ないかと思えます。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

今後検討をしていかなければならないというお答えが来ましたが、今後足りないとなると、やはり認定こども園の枠内で子供たちを入れる。しかし、その中でもまた定員がオーバーするとなると、そういった企業の参入というふうな形で入ってきたときに、そういった形もあり得るのかなというふうにも思います。

そこで、横浜の方では、社会福祉法人と同額の補助金というのも企業の方にも出資をしておりますけれども、そういった形になると、やはり本町も同じような形になるのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)

部長 先ほど私が言ったのは、企業がどうしてもということであれば検討をするというふうなことなんですけれども、町長の答弁にもありましたように、新しい園というのはなかなかできませんので、私どもは幼稚園を認定こども園みたいな形で対応できないかと、そちらの方で進めていきたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

町長には幼稚園が3園と、高田保育所と保育園が別に6園ありますけども、長崎県は認定こども園の件数は全国でも50件の4位なんですね。非常に全国で4位となると高く見えるんですが、実際は件数的には低いんですよ。幼稚園の幼保連携型が14件で、幼稚園型が23件、保育園型が13件、地方裁量型が今のところゼロ件ですけれども、これはすべて私立なんですね。公立では全くまだ取り組んでいない。今後、公立でも幼稚園型の子供たちを受け入れるための保育所の認定保育園としてでも、そういうふうな形で受けざるを得ないかなというふうにも思うんですが、これは、認定こども園は、県が認定をするわけですよ。そしてまた窓口となるのは町、市町村がなるんですけども、これに対する国の指針というのは、例えば認定基準などがそれぞれ、職員配置、職員資格、教育・保育の内容、子育て支援などの認定基準というのがありますけども、本町の保育園、幼稚園は、今のところこの基準を満たしているということで解釈してよろしいのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

町内の3幼稚園につきましては、幼稚園としての基準は当然クリアしておりますけれども、幼保連携型のこども園となりますと、認可保育園としての機能もクリアしなきゃいけませんので、その辺については3園ともクリアしているというのはちょっと私どもでは把握しておりません。可能性として、幼保連携型だったら結局保育園機能の設備等を含めて要件をクリアするのが容易ではないかというふうに考えておりますので、先ほど部長からも言いましたように、幼稚園が幼保連携型に移行する可能性があるのではというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

それでは、現在までに幼稚園の3園で、認定こども園の申請などはありましたでしょうか。

議長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

申請は受けておりません。相談は1園あっております。ただし、今現在は、その後、相談といたしますか、話はとまっている状態です。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

それでは、幼稚園で今後相談から認定申請となると、そういった形で来ると思うんですけども、そここのところのお考えはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

先ほどから申し上げているとおり、幼稚園が1園相談というか、話が過去にありました。その関係も含めたところで幼稚園の方が制度が変わって幼保連携型が要するに全国的に進められるということであれば、再度そういった話がまた出てくるのではないかというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

某幼稚園で、長崎市の方でも、認定こども園を早くから取り入れているところもあります。そこで6時半までの預かり保育を行ったり、午後は7時半までまた延長保育という形で実施されてる。ゼロ歳から例えば2歳児を対象に、曜日を設けて1時間でも本の読み聞かせとか手遊びとか体操を行ったり、また、子供の悩み事相談も行ったりしております。また、2歳児に対してもまた別な曜日に1時間、子供と、親子と一緒に遊ぶ機会、体操なども行ったりしてるんですけども、こうやって認定こども園がこれからの幼稚園、保育



所の連携として一体的な運営を行うことで、保育に欠ける子供以外の子供も受け入れるということで、幼稚園的な保育所の機能を兼ねて、またこうやった幅広く子供の育成に取り組んでいくためには、ぜひこれから前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、風疹ウイルスの感染の予防に、対応策についてお伺いいたします。

現在のところは、先ほど町長が、公的な補助は考えていらっしゃるということでお答えがありました。県の方ではどのような考えをされてるのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険 (小佐々司君)

課 長 先日、県の方から問い合わせがありまして、全県下に対して風疹の予防接種をしている自治体はあるのかという問い合わせがありましたけども、その段階では全くありませんでしたけども、つい何日か前に壱岐市が始めますよということで通知をいただいております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

壱岐市が始めるということなんですけれども、私もテレビの方でちょっと見ておりましたら、一企業がやはり職員全体にすべて予防接種を受けさせてるんですね。そういったところもあるわけなんですよね。この風疹ウイルスは、妊娠中の初期の妊婦さんが感染すると、胎児が心臓の疾患や白内障の発症をするという可能性があるということで、非常にこれは一番大変なことだと思うんですね。このワクチンは1本1万円という非常に高価なものなんです。例えば家族が3人いたら3万、5人いたら5万という形で大変家計の負担になるわけなんですけれども、半分でも補助をしていただきたいと思うんですが、そのところは、今のところ20代から40代という形で、過去、予防接種を受けてない方たちがいらっしゃるということなんですよね。その点、20代から40代を中心にまずは半分でも予防接種の補助のお考えはないでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険 (小佐々司君)

課 長 先ほど申しましたように、県内で補助を考えているのは壱岐市だけで、現在のところ、西彼保健所管内でも発生はしておりませんので、今の状況での補助というのは考えておりません。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

管内では発生してないので考えてないということなんです、でもそれで

は、発生してからでは間に合わないんですよね。これはどんどんと今感染して広がっているわけなんです。長崎県でも実際出ておりますので、本当に重大なことなんですよね、これはね。過去では考えられないほどの倍数で広がっているということです、国の方もストップ風疹というような形で、いろいろ媒体使ってワクチンを打つようには啓発しておりますが、これはやはり町としてでも考えていただきたいんですね。例えば20代、30代、40代で、全人口、合わせて1万5,730人なんですけど、5,000円の予防接種を例えば負担をした場合は7,865万円かかるんですけども、そのうちの20代、30代の男女と40代の男性だったら6,275万5,000円の負担になるわけなんですよね。20代、30代、40代の男性だけだったら9,423人なので、4,711万5,000円という形になるんですけども、だけどこれはやはり町がこういった取り組みを行っていく必要があるんじゃないかなと思うんですね。これはもう本当にワクチンを打って感染の予防をするというのは本当に大切なことなので、過去、今までは中1と高3に入る前に打ってたんですかね。平成20年度から24年までは中1と高3に入る前に打ってて、そしてまた、今現在の30代、40代の方たちは予防接種の義務づけがなかったので打ってない方がいると。そういった方たちにとっても、非常にやっぱり今打つとかなないと、感染して広げて、またその御家族に妊婦さんとかいたら、やはり感染したらもう本当どうもこうもないわけなんですよね。その点は本当にどう思われますか。

議 長 (山口経正議員)  
生活福祉部長。

生活福祉部 長 (田島弘明君)  
確かに議員さんのおっしゃることわかるんですけども、やはりお金っていうものは、なかなか見つけるところがございません。その付近でも、国の方でも周知を図るような形を、今来ておりますので、十分そちらの方は周知をさせていただきたいと思えますし、また接種の公費負担につきましても、これは本当お金がかかることですので、県の動向を見ながらやっていきたいと考えてます。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

本当は県の動向を見ながらって、県もなかなか全体に補助をするとなると何十億か、何億かかかるということなんですよね。だから、非常にそれを持ってても遅いと思うんですね。

また、やはり町は町なりの地域で徹底をして、予防接種の取り組みを早急にしていただければと、本当に思うんですけども。予防接種のホームページで呼びかけているということでしたけれども、それだけでは、ホームページなかなか見られない方たちもいらっしやいますし、今後もっとちゃんとしっかりと啓蒙活動をやっていかなければいけないというふうに思うんですが、町長、いかが思われますか。

- 議 長 (山口経正議員)  
町長。
- 町 長 (吉田慎一君)  
今、議員がおっしゃるように、ワクチンにつきましても、十分対応していけるのが理想なんですけれども、現在のところでは、ちょっとそれがかなわないような状況ですので、せめては私どもとしましては、そういった風疹ワクチンを必要な方は、特に妊婦、それから、その御主人と家族というようなことでございますので、その方々に十分周知徹底、まず受けなさいという、そういった告知ができるようなリーフレットは配付するとか、それから、いろんなところで告知をしていくということは、怠りなくやっていきたいというふうに思っております。
- 議 長 (山口経正議員)  
安部議員。
- 2 番 (安部 都議員)  
これから、これは本当に考えられない早さで拡大していておりますので、やはりこれが感染してからでは間に合わないので、20代、30代という方たちを早く、まずは早急に対応策をとって、本当にいただきたいなというのは要望でありますけれども、これから住民の方たちにもこういったワクチンの接種を早く打つように啓発活動をお願いしたいと思いますので、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- 議 長 (山口経正議員)  
場内の時計で14時30分まで休憩します。  
(休憩14時15分～14時30分)
- 議 長 (山口経正議員)  
休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。  
通告順4、内村博法議員の 小・中学校等における給食アレルギー対策について、 長与・時津町間の国道207号交通渋滞緩和対策について、インターネット選挙運動解禁についての質問を同時にします。
- 3 番 (内村博法議員)  
皆さん、こんにちは。  
きょうの午前中の同僚議員の質問と一部重複するところがありますけれども、よろしくお願いいたします。  
それでは、早速質問に移りたいと思います。大きな質問項目として3項目ありますので、よろしくお願いいたします。  
まず、質問事項の 小・中学校等における給食アレルギー対策についてでございます。  
昨年、東京都調布市の小学校で、食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後亡くなるという事故が起きました。また、他自治体でもアレルギーのある子供に誤って給食を提供して救急搬送された事故が発生しております。  
そこで、次の点について質問いたします。まず1点目として、(1)の長

与町の小・中学校及び保育所で、食物アレルギーを有する児童生徒の実態について伺いたいと思います。また、これまで事故は発生していないのか伺いたいと思います。

2点目として、(2)の現在、食物アレルギーに関してどのような給食の対策を講じているか伺いたいと思います。また、調布市の事故などを機に、町としては今後どのように対応されるのか伺いたいと思います。

3点目として、(3)の食物アレルギーを有する児童生徒が野外活動や修学旅行に参加する場合、どのように対応されているか伺いたいと思います。

次に、質問事項の長与・時津町間の国道207号交通渋滞緩和対策についてでございます。

本件の交通渋滞緩和対策については、現在、長与・時津町道路事業整備促進協議会において検討されてきているということではありますが、これに関して次の点を質問いたします。

まず、1点目として、(1)の平成22年に町内の交通量の調査を実施されたと聞いておりますが、本件に関する調査結果を伺いたいと思います。

2点目として、(2)の本件の交通渋滞緩和対策について、現在どのような構想を持って県や国等の関係先と対応しているのか伺いたいと思います。

次に、質問事項のインターネット選挙運動解禁についてでございます。

今般、インターネット等の普及にかんがみ、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動が解禁されることになり、公職選挙法の一部が改正されました。また国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、国が地方に委託する選挙事務などの経費が大幅に削減されました。

そこで、次の点について質問いたします。まず1点目として、(1)のインターネット選挙運動解禁により、政党や候補者、有権者にとってどのような手段を使用することが可能となるのか伺いたいと思います。また、今回の改正に伴う町の対応について伺いたいと思います。

2点目として、(2)の今回のインターネットを活用した選挙運動については、他人が政党、候補者を装う成り済ましや、誹謗中傷の悪質な行為が懸念されています。これの対策はどのように考えておられるか伺いたいと思います。

3点目として、(3)の国政選挙の選挙事務委託費用削減は今度の夏の参議院選挙から適用されるわけですが、これの影響について伺いたいと思います。以上質問しますのでよろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、内村議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。1番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会の方から回答させていただきますので、どうぞよろしく願い申し上げます。私の

方からは2番目及び3番目の御質問について回答をさせていただきます。

2番目の1点目でございます。

平成22年度実施した交通量調査の結果についてでございますが、この調査は、道路の計画、建設、維持補修、地域振興計画などの基礎資料を得るために、町内の道路の交通量を調査することを目的といたしまして、観測調査箇所19カ所で、午前7時から19時までの12時間、調査対象分類といたしまして、歩行者、自転車、二輪車、軽自動車、普通自動車、大型自動車で分類をいたしまして、調査方向別に1時間ごとの歩行者並びに車両の台数を観測をしております。

平成22年度実施結果といたしまして、三彩橋交差点では、二輪車以上の車両で申し上げますと、2万2,662台で、前回、平成18年度の調査より739台増加しております。結果としましては、交通量の流れは時間帯により渋滞が見受けられる状況でございました。

2点目の御質問でございますが、現在榎の鼻土地区画整理区域内に計画しております商業施設が完成をいたしますと、町内の買い物客の時津方面への流出が減り、渋滞緩和に寄与すると思われれます。また、道路管理者が行う渋滞緩和対策といたしましては、時津町側は、県が交通安全施設等整備事業で平成19年より25年の計画で実施いたしております。

現在渋滞の原因として考えられますのはイオン時津店への入口付近であり、滞留長が確保でき、整備中の計画道路が完成すれば、少しは緩和できるものと思われれます。国道207号線の早期完成へ向け、県へ要望を行っているところでございます。

3番目の御質問の1点目についてお答えいたします。

今般、公職選挙法の改正により、改正法の施行日以後、初めて公示される国政選挙の公示日以降に公示または告示される国政選挙及び地方選挙から、インターネットを利用した選挙運動ができることとなっております。候補者、政党などは、ホームページやブログなどのウェブサイトや及び電子メールを利用した選挙運動が可能となります。候補者、政党等以外の者もウェブサイトを利用した選挙運動が可能となりますが、電子メールを利用した選挙運動は禁止をされております。

また、この改正に伴う町の対応につきましては、インターネットを利用した選挙運動解禁の趣旨や概要などについて周知、啓発の必要があると考えますので、総務省のホームページによる情報提供にあわせて、町のホームページや広報紙掲載などの対応を行いたいと考えております。

2点目の、成り済ましや誹謗中傷の悪質な行為に対する対策についてでございます。

これらの行為は刑事罰などの対象にもなり得る悪質な行為とも言えます。これに関連しましては、すべての情報発信者に対する連絡先情報の義務づけや、公職選挙法を初めとする関係法律についての整備が同時に行われております。まずは、選挙運動に関する正しい理解を深めるための、周知、啓発が重要であると考えられます。

町が執行する選挙では、候補者が届け出たウェブサイトについて、告示、報道機関への情報提供、町ホームページへの掲載などにより、候補者の公式なウェブサイトであることを公表することとなっております。

3点目、国政選挙の選挙事務委託費用削減に伴う影響についてでございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、本年4月10日に施行されました。これによりますと、最近における公務員給与の改定、物価変動及び地方公共団体における選挙執行等の状況を踏まえ、関係基準額に所要の改正が行われております。

本町におきましては、改正前におきましても、各種執行経費の削減に努め、事務委託金の範囲内での執行に努めてまいりました。本年7月執行予定の参議院選挙におきましては、経費の見直しを行いながら、最低限必要な経費を確保し、交付される事務委託金の範囲内での執行に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

の小・中学校等における給食アレルギー対策について、1点目の小・中学校及び保育所での食物アレルギーを有する児童生徒の実態について回答いたします。

本町の小学校で食物アレルギーを有する児童は129名いて、全体の5.1%に当たります。また、中学校で食物アレルギーを有する生徒は80人いて、その率は6%に当たります。また、高田保育所及び6つの認可保育園では合計55人が食物アレルギーを有していて、在籍園児の6.8%に当たります。また、町内にある3つの私立幼稚園では、40人ほどが食物アレルギーを有していて、在籍園児の7.1%に当たります。

アレルギー食物の種類は多い順に上げますと、卵、牛乳や乳製品、エビ、カニなどの甲殻類、ナッツ類、魚介類と続きますが、中には、一部ではございますが、小麦粉などもございます。

この中で、医者の食事指導指示書という診断書に基づき、摂取制限を要する子供が小学生で52名、中学生で9名ほどいます。これには、牛乳が飲めない子供も含まれた数でございます。その中でエピペンを常備している小学生が2人ほどいます。

また、本町において給食アレルギーで病院等へ搬送したような事故は、私が教育委員会にお世話になってからは聞いておりません。

2点目の食物アレルギーに関しての給食対応について回答いたします。

食物アレルギーへの対応の中で、牛乳アレルギーに対しては牛乳をストップし、各自が自宅からお茶を持参しています。牛乳以外の給食の対応は、アレルギー食物の除去食での対応、代替食での対応、おかず、または一部弁当持参といった3段階での対応をとっております。どの対応でいくかの判断は、医者が書いた食事指導指示書という診断書に基づき、あらかじめ配布してお

ります給食献立表や原料配合表を保護者がチェックし、それを学級担任や学校栄養職員が確認しております。

現在、保育所、幼稚園、小・中学校とも、最も多い対応は除去食対応のようです。しかし、栄養面から考えれば、代替食での対応を多くしてやるのが理想的ではございますが、給食調理場の器材や調理人の数や調理時間等から、別系統の調理法をふやすことは困難でございますので、当面は調理過程をふやさない形での代替食での対応をしております。

また、学校栄養職員が常駐していない学校では代替食ができませんので、もう一方の、2つおかずがあった場合の、食べていい方の副食をたくさん配ぜんしてやるなどの工夫をしながら、あるいは別におかずを1品家から持ってくるなどの対応をしているところでございます。

事故防止策についてですが、本町では平成21年度に学校給食におけるアレルギーへの対応についてというガイドラインを作成していますので、それに沿って実施していますが、これが間違いなく実施されるように、定期的な校内研修などを実施してるところです。

特に、学年の変わり目とか、あるいは学級担任が出張などでいないため、代教で給食指導を行うような場合には、特に入念にアレルギー対応を心がけるようにしております。

3点目の、食物アレルギーを有する児童生徒が野外活動や修学旅行に参加する場合でございますが、野外活動や修学旅行など、活動の途中で食べ物が提供される場合は、事前に業者から、食材のメニューや調理方法などを入手し、学校給食のときのような対応を行っておりますが、現実的に一番多い対応は代替食対応のようでございます。

また、おやつなど、子供同士で勝手にもらったりやったりしないよう、全体で指導をしておりますし、該当する子供には特に個別にも注意をしております。

もちろん、このような特別の扱いが差別やいじめの対象とならないように、先生方には細心の注意を払って指導してもらっているところでございます。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

それでは、幾つか再質問させていただきます。

質問事項 の小・中学校等における給食アレルギー対策についてでございますけれども、先ほど、エピペンの所持者ってということで、小学生が2名ということになってるわけですがけれども、保育所はどのようになっているか伺いたいと思いますけど。

議長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

保育所の所管である福祉課の方でお答えします。

エピペンについては報告を受けておりませんので、保育園ではゼロと判断

議 長 しております。  
 ( 山口経正議員 )  
 内村議員。  
 3 番 ( 内村博法議員 )  
 今、保育所の方、持参してないということなんですけれども、すぐ病院に  
 搬入するということですかね、何かあったら、ということで持参させていな  
 いのかどうか、そこをちょっと伺いたいんですけども。

議 長 ( 山口経正議員 )  
 福祉課長。  
 福祉課長 ( 西平隆邦君 )  
 具体的な状況は把握しておりませんが、保育園内で何らかの食物アレルギー  
 も含めたところで事故等あれば、即医療機関等へ対応するようにしており  
 ます。

議 長 ( 山口経正議員 )  
 内村議員。  
 3 番 ( 内村博法議員 )  
 私の質問は、保育所でどういう対応をとっておられるのかというのは質問  
 したかったわけですけども、本当は緊急を要する場合はエピペンを打たない  
 といかんわけですよ。これは原則なんですよ。だから、そのことを質問  
 したかったわけですけども。もし、これもうわからなきゃ結構です。  
 次の質問にちょっと移らせていただきますけども、小・中学校でエピペ  
 ンの管理、これは小・中学生に基本的には任せておられるのか、あるいは  
 小・中学生が自分で持参してきて、一時的に学校に預けるのか、どういう方  
 法をとっておられるのか、他自治体では学校に一時的に預けるとい学校も  
 あるそうなんですよね。そのあたり、実態だけちょっとお伺いしたいと思  
 います。

議 長 ( 山口経正議員 )  
 教育長。  
 教 育 長 ( 黒田義和君 )  
 2つのケースがございまして、一つは、保護者と学校が話し合った結果、  
 本人が常備しておると、かばんの中に入れておると。もう一つの場合は、常  
 備しておる。そしてもう一つ予備を学校の方に保管していると。常備だけ  
 のところに、学校にも保管しておかなくてもいいのかなというようなことを、  
 保護者とも協議しておりますけども、それについては、協議の結果、一番、  
 さらにいい方法をと考えてますが、実態はそういう状況でございます。

議 長 ( 山口経正議員 )  
 内村議員。  
 3 番 ( 内村博法議員 )  
 学校に保管されとるのは、帰るときは渡されるんでしょう。

議 長 ( 山口経正議員 )  
 教育委員会理事。



教育委員会  
理 事 (永富雅徳君)  
エピペンにつきましては、先ほど教育長が申しましたように、常備本人が  
2人とも持っております。ですから、帰りもそれは本人が持っていきますが、  
もう一本につきましては、その学校につきましては学校保管ということにな  
っております。

議 長 (山口経正議員)  
内村議員。

3 番 (内村博法議員)  
このエピペンの保管なんですけれども、学校では、例えば校長室になるの  
か知りませんが、どういったところに保管されて、識別、それぞれ症状  
に応じてエピペンの注射量も変わってくるわけですね。そうすると、間違  
いやすいケースも出てくるわけですね。取り違うというケースも。例えば名  
前をちょっと記載されてるのか、エピペンに。保護者名とか、そういうの書  
いてあるのか、何か識別されるように保管されとるんですかね。

議 長 (山口経正議員)  
教育委員会理事。

教育委員会  
理 事 (永富雅徳君)  
現在のところ1校が学校に保管しておりますので、それにつきましては、  
保健室に保管しているということでした。なお、そこにつきましては、緊急  
用の対応マニュアルもそれに添えて保管していると。現在は1人が保管して  
おりますので、もちろん名前、ラベル等がありますけど、識別という形では、  
今現在1名なのでそういう対応をとってるということです。

議 長 (山口経正議員)  
内村議員。

3 番 (内村博法議員)  
エピペンをみずから、きょうも午前中ちょっと出てきましたけども、みず  
から打てない児童生徒もおられるわけで、そのかわりに教職員がかわりに打  
つと。教職員で打てる人というのは、限定してそういう訓練をさせておられ  
るのかどうか、そこをちょっと伺いたいんですけども。

議 長 (山口経正議員)  
教育委員会理事。

教育委員会  
理 事 (永富雅徳君)  
先ほども議員さんの質問の中にありましたが、1点は、基本的には本人や  
家族が打つということでしたけど、ガイドラインの変更の中で、教諭も打て  
るということになっておりますので、そこを踏まえながら、各学校では一義  
的に保護者と相談をしまして、担任や養護教諭がまず気づいたら打っていく  
と。しかし、いずれにしても、危急の対応が要求されますので、それによっ  
ては一番気づいた人、それに限らず、気づいた人が打てるような体制をとっ  
ていこうと、そういう体制を各学校とっているところです。

議 長 (山口経正議員)  
内村議員。

- 3 番 (内村博法議員)  
 エピペンを打つタイミングというのは非常に難しいと思うんですね。今回の調布市の例も、誤食というか、チヂミを食べてぐあいが悪くなったと。そして、打つタイミングがおくれたのも、これは死亡に至った経緯というふうに報道されてました。打ったタイミングは30分後とか、こういうふうに報道されてました。だから、エピペンというのは早く打たないと、刻一刻様態がアレルギー症の場合は変わっていくということで、早目のタイミングが必要とされるというふうに聞いております。したがって、こういうタイミングが難しいんですけども、実際に教職員の方にはどういう指導をされてるのか、そこを伺いたいと思います。
- 議長 (山口経正議員)  
 教育委員会理事。
- 教育委員会理事 (永富雅徳君)  
 議員さんのおっしゃるとおりだと思います。今、各学校では打つのにちゅうちょしないということをもまず念頭に置きながらも、先ほど校医さんの研修を受けたりとか、ガイドラインをもとに考えたりということで、特に息苦しさとか、喉の圧迫感とか、血圧低下というようなのがだんだん見えてきますが、やっぱりそういうものが見えたら即打とうということではしておりますが、その研修の中で勉強したことを生かしていくと、いずれにしても、やっぱり打つのにちゅうちょしないようにして、命を救うという方針は皆さん持っております。
- 議長 (山口経正議員)  
 内村議員。
- 3 番 (内村博法議員)  
 きょうも午前中、指導表ですか、医師の診断をもとに指導表というのを作成されて、保護者、あるいは教職員間で協議をしようというお話がありました。それで、この指導表というのも毎年毎年、年の中でもアレルギー症状が改善される方もおられるし、あるいは悪化される方もおられるわけですね。そういうことでは、1年に1回という、もちろん当然見直しはされておられるかもしれませんが、年度途中で見直しをする必要があるとか、あるいは保護者に呼びかけて、いつでも対応を見直しができるような体制にとっておられるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。
- 議長 (山口経正議員)  
 教育長。
- 教育長 (黒田義和君)  
 今のことは非常に大事なことで、1年に1回じゃなくて、学期ごとにその確認はしております。  
 それで、エピペンというのは、いかにも魔法の注射のように聞こえますけど、そうじゃなくて、これは一時的に少しおくらせるということで、やはり、そういう症状が出たときには、まずはもう救急車を呼んで、病院ももう指定してありますので、そこに搬送するという、これを大前提にやっていかなければ

ればいけないんじゃないかなと。恐らくこの質問の中で、エピペンあたりに話が集中するんじゃないかなということで、御本人さんの了解をいただいて、細かな具体的なこと、もっと言ったら、それは周りの子供たちにも理解してもらおうということが大事なのでということで、みずから入学式のときには他の子供さんの保護者にもお願いを、協力をいただいたと。同じピーナッツ食べても、ピーナッツはだめだけどナッツはいいという。本当に私たちが思う以上に、非常にデリケートな問題でありますし、このエピペンの扱い、それから、アレルギーに対するのは、ほかの例も含めて慎重にやると。だから、教職員は昼休みの給食してるのは、楽しく食事をしてるんじゃないんですね。本当に細心の注意を払って、全神経を使って、食べればくたくたになって帰ってくる。そういうのが実態だということも御理解いただけたらなというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)  
内村議員。

3番 (内村博法議員)

確かに手間もかかるし御苦労が多いと思います。そこで働く方の非常な難儀な仕事は、本当に敬意を表したいと思います。これまで事故が起こってきてないということであればなおさらのことですね。

そこで、調理場というのは単独校方式と、いわゆるセンター方式っていうんですかね、この共同調理場という2つの方式があるんですけれども、ことアレルギーに関しては単独校方式ですか、自校方式っていうんですかね、それぞれの学校で持ってる調理場を、こっちの方が対応しやすいという、一般的には言われておるんですけれども、そこで、お聞きしたいんですけれども、中学校の場合はセンター方式でやっておられるわけですね。そうすると、例えば運搬とかこういう場合に、また余計リスクが高まっていく可能性はあるわけですね。取り違えの可能性とか。こういう場合、どのような、実態で構いませんので、どういう実態でやっておられるか、そこをちょっとお尋ねしたいなと思います。

議長 (山口経正議員)  
教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)

中学校は3校、給食調理場で全部つくっております。そこでおっしゃるように、どういうふうにして事故対応を防ぐかということですが、今現在は、つくった段階で配送車で各学校に食缶を送っております。ただし、一緒に配送すると、おっしゃったように間違いもございますので、3缶に分けて、それぞれの学校に1回ずつ配送しております。なおかつ、中学校につきましては、1校のみアレルギー対応しておりますので、そこを最後に持って行って、間違えないようにというものをしていますし、その配送車の中に入れる物としても、その子の分は別の違うタッパーに入れるということで、混入を防ぐという処置をとっているところです。

議長 (山口経正議員)

3 番 内村議員。  
 (内村博法議員)  
 それでは、(2)の事故対策、これに関してちょっとお伺いしたいんですけども。きょうの午前中でマニュアルは一応作成されてると、小・中学校については。保育所の方はいかがなんでしょうかね。

議 長 (山口経正議員)  
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)  
 保育園につきましては、町独自のマニュアルはございませんが、厚生労働省が出してありますガイドラインというか、マニュアルに基づいて各園対応しております。

議 長 (山口経正議員)  
 内村議員。

3 番 (内村博法議員)  
 調布市の例では、給食の提供の方法の安全対策として、除去食が子供に確実に渡るように、トレーの色分け法とか、それから、除去食ですよという表示が行われていたわけですね。それから、調理人が直接渡すと、本人に。具体的には、チーズが食べられる児童には緑色のトレーとか、チーズが食べれない児童には黄色のトレーを使って、こういうふうに仕分けされとったそうなんです。しかし、今回、おかわりのチヂミが確認ミスで渡してしまったという調布市の場合はそういう事例でなったわけですね。それで担任が除去食一覧表、これを確認してなかったということが最大の原因だったということで報道されてました。

議 長 (山口経正議員)  
 教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)  
 子供の手が届くまでに絶対に間違っはいけないことですので、トレーの色というのがございましたが、長与町で工夫しているところは、一つはシールを張る。この子の給食ですよというシールを張っていくということと、確実に手渡してで、例えば担任と子供たちが配ぜんにやってまいりますので、そのときにこの子の分ですよと、必ず、例えば学校栄養職員が手渡しで担任に渡して、この子の分ですよと確実に手渡しして、間違いのないようにしているというところがございます。

議 長 (山口経正議員)  
 内村議員。

3 番 (内村博法議員)  
 調布市の事故の教訓として、確認というか、これも一人の人に任せるとい

う方法、これは結局ああいう事故を招いたということで、手間はかかるけども、二重、三重に確認を行うということが非常に大事じゃなかろうかと、それと、給食に係る人間のリスク共有ですか、ちょっときょうも一部触れられてましたけども、この点というのは、どのように考えておられますかね、その点をちょっとお伺いしたいなと思います。

議長 (山口経正議員)  
教育長。

教育長 (黒田義和君)  
リスク、調理人のリスクですかね。済みません。

議長 (山口経正議員)  
もう一度、内村議員。

3番 (内村博法議員)  
給食に携わる人同士のリスク共有ですね。

議長 (山口経正議員)  
教育長。

教育長 (黒田義和君)  
それは、今、永富理事は3月まで実際それを先頭になってやってたことで答弁してもらっていますけども、調理人さんたちがいらっしゃいますから、その中で共有はしております。ですから、私が先ほど、学校栄養職員がいない学校では代替食はつくれないと言ったのは、幾ら指示書が来て、卵を抜きなさいと言っても、今調理してるこの釜から抜けばいいのかとか、そういういわゆる調理の過程のこともありますので、共同調理場では栄養職員がいて、その目の前で確認しながら抜くけども、いない学校ではできないから、そこでは対応食ができないと、そういう意味の答弁をしたつもりですけども、それほど調理人さん方も栄養士と同じようなリスクを共有しながら調理作業を行っているところでございます。

議長 (山口経正議員)  
内村議員。

3番 (内村博法議員)  
一つの対策として、他自治体で発生してる、新聞等を見れば、結構事故が起こってるわけですよ。そういった事故とか事例などを収集して、事故を未然に防止するのも一つの方法ではないかなと。他山の石と言ったらおかしいですけども、他自治体の起こった事例とか、そういった情報交換というのは実施されておられるんですかね。

議長 (山口経正議員)  
教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)  
先ほどのリスクの問題ですけど、栄養職員等、調理人の問題、先ほどありましたけど、その前のリスクということで、一つは、家庭から学校までをどうするかということで、先ほど教育長も答弁いたしましたけど、指示書を持ってきて、それを何回も面談しながら決めていって、家庭から学校まではそ

のリスクを、先ほど言ったように、調理人と栄養職員と一緒に献立をしたり工程表をしたりしていくという、そういう二段階をとっておりますが、やっぱりこういうことをみんなで公開していくという意味では、食育推進委員会という委員会を持っておりまして、それが、例えばブロック別、長与小校区、高田小、それから、南共同調理、そういうブロック別で共有していくという、そういう会をつくっておりますし、学校栄養職員はそのブロック別の後に、自分たちでまた会を開きまして、そういうリスクをいかにとっていくかということで、よいものをお互い出し合って、さらによりものをしていくというような行いをしております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

質問事項(3)の野外活動、修学旅行ですか、これは事前に給食の材料をチェックするとか、そういう答弁がなされたわけですがけれども、これも事前に児童生徒にエピペンを持たせるのかどうか。エピペンを持たせる必要がある人、そういったのは保護者と話し合うかどうか、そういうのは、当然されているのではないかなと思いますけども、確認のため伺いたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

現在エピペンを常用している子供だったら、そういう活動の場合にはそれを常備していくと、そういうことで対応していただきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

野外活動、修学旅行中なんですけども、エピペンを使用した場合は医療機関に事後届け出るようになってるわけですよ。したがって、現地の医療機関を事前に把握しておかないと、行かないと思うんですよ。そのあたりはどのようにされてるのか伺いたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

このエピペンに限らず、修学旅行等で行く場合には、緊急な場合にはどここの病院という指定があって、その書類もいただきますので、エピペンを持っていく場合には、プラスしてこういうこともあるというようなことで対応はしていかなければいけないだろうというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

ありがとうございます。給食アレルギーちょうのは、きょうも午前中で同僚議員から話ありましたように、年々増加してるということで、その多くと

というのが人為的なミスと、ヒューマンエラーということで、今回の調布市もそうですね。確認ミスということでなってます。ヒューマンエラーというのは、思い込みとか間違っただ記憶とか、判断ミスとか動作ミス、それから、確認漏れとかうっかり忘れ、手抜き、こういったことで起こると言われてるんですよね。本当は人間は間違いを起こすものという前提で、間違いが起きにくい仕組みとか、間違いにすぐ気づく仕組みを実際の業務に反映させるということが大事ではなからうかと、私はそう思ってます。大変こういう、本当に細心の注意を払ってやらないといかんというのは、もうそれに携わる人には非常に頭が下がる思いでございます。

そういうことで、今後も事故がないように、ぜひよろしく願いして、次の国道207の長与・時津町間の国道207号交通渋滞緩和対策について移らせていただきます。

まず一つ、今、この協議会があるわけですけども、この協議会というのは設立したときの目的とか、それから、活動方針とか、メンバー人員構成などは、現在どういうふうになってるか、そこを伺いたいと思います。

議長 (山口経正議員)  
都市整備課長 都市整備課長。

(道端和彦君)

御質問にお答えします。まず、長与町・時津町道路整備促進協議会規約というのがございます。これは平成12年に両町のもとで決めております。目的でございますが、これについては、この両町に関連する道路、この速やかな整備充実、これを積極的に促進することを目的としております。

それから、組織でございます。この組織については、両町の町長が任命する職員ということで、所管としましては都市整備課、そしてまた管理課となるかと思えます。

それから、もう一つ、道路事業の整備促進について、これについて、両町の意見ですね、そして情報の交換、そういうことで、そういう道路の啓発活動を行うと、こういう趣旨もでございます。以上です。

議長 (山口経正議員)  
3番 内村議員。

(内村博法議員)

協議会も設立から、今、平成12年って言われましたかね。平成12年から数えて13年経過してるわけですけども、お話を聞くと、端的に言えば、役場間の交流ということでこの協議会は設置されてるということなんですけども。今後、この組織をこのまま維持されるのか、あるいは民間の団体も取り入れて、いろんなアイデアを入れてリフレッシュして、新たな促進団体に衣がえするのか、今後の方針ですね、これはどのように考えておられるか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)  
町長 町長。

(吉田慎一君)

今、議員の御質問でございますけれども、とりあえずこれにつきましては、長与と時津の両町の道路事業というのは、今、開発等々両町やっていますので、それについて協議をしていきたいということで実施をしております。したがって、もし仮にほかの、例えば市とか違うところが入って、いろんなものが混合されてくるというようなケースがあった場合は、またそういった組織を立ち上げることもまた必要かと思えます。

議長 (山口経正議員)  
内村議員。

3番 (内村博法議員)

先ほどの交通量の調査をお聞きしました。私も過去の議事録を見まして、今回2万を超える交通量があるということで、過去の議事録でも大体2万を超しておられました。ちょっと、今詳細、過去の議事録をちょっと持ってきてませんが、たしか平成20年のとき、207号の渋滞緩和でそういうやりとりがあったということがありました。それと比べて約700台ふえると。22年のときは、調査はですね。

それで、今後、交通量の調査っていうのは、今後実施されていけるのかどうか、どういうサイクルでされていけるのか、そこをお聞きしたいと思えます。

議長 (山口経正議員)  
地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)

お答えさせていただきます。交通量調査につきましては、大体四、五年をめぐりとして実施をいたしております。町内の状況等は、今現在開発と区画整理等も行われております。そういった状況の変化を見きわめながら、交通量調査についても実施をしていきたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)  
内村議員。

3番 (内村博法議員)

交通量の調査で2万2,662台ですか、平成22年。この2万とか、こういう交通量の調査で、基準があるのかどうかわかりませんが、例えば片側1車線を2車線にするとか、この交通量の日量で、そういう基準があるのかどうか、一般的な基準で構いませんので教えていただければと思います。

議長 (山口経正議員)  
建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

先ほど2万2,662台、これは、三彩橋の川の上下流と、時津の方に行くやつと長与の方に行くやつと4交差点でございますが、通常道路を築造するに当たっては、上下方向の日交通量ということでしますが、その場合は、国道で両歩道ついておりますので、4種2級ということになるかと思いますが、その分では約、標準ですけども、1万台以上は4車っていう基準ではございます。ただし、その今既存の道路は長与方面は嬉里時津線と



いう都市計画道路で、昭和47年に計画してますので、そのとき、詳細な数字はちょっと覚えておりませんが、将来予測っていうのが5年なり10年なりということで、その間に相当交通量がふえたということになっておりますが、大体原則としては1万台と記憶しております。以上です。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

それで、緩和対策ということで、まず既存の道路の改良は必要だと、既存の道路をどのように改良していくかというのが課題になるんでしょうけれども、まず、国道207号、先ほど町長がちょっと触れられていましたけども、安全施設ですか、今、時津町側で拡幅工事をやっておられますですね。あそこの207号自体を、今、安全施設面ではなくて、いろんな計画は今のところあるんですかね。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

207号は206との接点が起点になっておりまして、今、聞いたところでは、交通安全整備事業っていうものは、車道を広げるんじゃなくて、歩行者の安全ということで確保していくと。ただ、それを事業の中で、今交差点が込んでますので、ある程度の余裕があれば、滞留長を伸ばすとか、そういう部分的なもんしかできないような事業ですので、根本的に、議員がさっきおっしゃられた、既存の拡幅で1車線含むという要素は入っておりません。以上です。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

次に、既存の道路ということで、時津町につながる道路ということで、天満宮の踏切、きょう午前中も出ましたけど、あの近くの和楽団地ですか、和楽団地から時津方面に抜ける細い道があるわけですね。私もあそこは車で運転したことあるんですけども、非常に離合が難しいです。朝夕も、多分込んでるときは、非常に難しい離合というか、車が並んだらちょっと大変なところかなという気がいたしますけども、私が行ったのは昼間で、そんなに対向車が来るケースじゃなかったんですけども、あそこの道路というのは、何か改良される予定あるんですかね。伺いたいと思います。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (道端和彦君)

あの道路は、恐らく今おっしゃってるのは、和楽団地の方に上って、そして時津方面に抜ける道路かということで考えます。そういうことで、和楽団地の上までは町道になっております。それから時津の方に通じていくわけですけど、その区間は農道でございます。そういうことで、これについては、

議長

今のところ整備計画等の予定はございません。

(山口経正議員)

内村議員。

3番

(内村博法議員)

次に、既存の工事は改良はほとんど今回、今後やらないという計画なんで、今までこの長与町議会でも、いろいろ交通渋滞緩和策として新しいルートの構想ということですね、平成19年の議会、それから平成20年の議会、平成19年の12月の議会の議事録を見ますと、斉藤郷舟津橋より時津町西時津郷の区画整理地内に通ずる路線とか、それから、西高田より時津町小島田郷に通ずる路線をアクセス道路として整備できないか、協議会において検討を重ねてるところでございますという町長答弁もありました。このときにも、榎の鼻の区画整理ですか、ここから時津のイオン周辺に抜けて、そしてヤマダ電気の交差点に出ていくということも取り組んでいきたいという建設部長の答弁がありました。これ、まあ議事録で私も見ました。

その後、平成20年12月議会でも、時津町とのアクセス道路ということで、西高田線の延伸で、先ほど、午前中も出ていましたけども、先線をつなごうと、それから、もちろん斉藤の、先ほど言った、舟津橋からの西時津郷ですか、これをつなぐ、それから、榎の鼻の区画整理事業からの延伸というのが示されておりました。これは当時の議会議事録を見まして、そういうことで答弁されておりました。

特に、20年12月議会において優先度の質問がされておったんですよね。そのときに、榎の鼻からの延伸と舟津橋からの西時津郷ですか、これが優先したいという、長与町長の答弁がありました。

したがって、今までのこの流れからすると、どういうふうになるのかわかりませんが、町長ももう変わったことだし、町長自体どのようにこのルートを考えておられるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

議長

(山口経正議員)

町長。

町長

(吉田慎一君)

今、議員がおっしゃるとおりでございますして、確固たる、これで一本行くというようなところがなかなか見つかりにくいというのが現状でございます。したがって、今開発をしております榎の鼻区画整理事業におきましても、そこから時津の方に行く道をどうしてつないでいくかと。そうしますと、時津の方は、例えば南北線あたりはイオンの裏までつなぐ道があるんですけども、時津の方の区画整理事業があと10年、20年かかるというようなことございまして、つなげればそれでつながっていくんでしょうけども、ちょっとそれが非常に厳しい状況にあるということ。

それから、今、毛屋白津の方に一部事務組合のごみ処理場できてますけども、そこから時津の方に抜ける道も1本できるというようなことございまして。それから、この西高田線ですね、そういったものをやっぱり使っていたきながら、今は緩和をしていくというようなことが得策じゃないかなと、

一応県の方の要望にも川平有料道路を、ここも1本時津の方に入れたいかというようなことも申し上げておるんですけども、県としては全くうてあってくれないというような状況でございます。ただ、私どももやっぱり時津・長与の道路は大切だと思っておりますので、今後も検討はしていきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

昨年の11月の県議会でも、一般質問で話題になっておりました。それはどういうことかといいますと、先ほどの川平有料道路、これはこのランプが2カ所あるわけですよ、長与ランプと女の都ランプ、今、時津側、長与側から長崎市内方面にしか行けない、これが時津と長与を結ぶように第2の幹線道路になるようなインターチェンジ化を図っていただけないかという提案がなされたわけですね。それに対して、県側は両方やると45億円かかると、フルインターチェンジにすると。片方すると、やっぱり20億円、25億円かかるということで、多額の費用がかかるということで難しいという回答をされています。去年の11月ですね。しかし、そうはいつでも、長与・時津間の交通が渋滞、混雑してることは重々承知してるので、いろんな方法を考えて、地域の皆様の期待にこたえたいという答弁をされとるんですよ。だから、こういうやりとりがありますんで、長与町としても県と、今ちようどいいチャンスじゃないかなと、話し合うきっかけということですね。ぜひ進めたいなと思うんですけども、そのあたり、町長はどういうふうにお考えですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

私もそういった意味では、県との友好関係というの、また話し合いができるような数字というのを、今後十分つくっていきたいと思っております。その中で、何とか要望が、おっしゃられるような形のできればいいなというふうに思っておりますけども、そのあたりは、今後も努力してまいりたいというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

次に、インターネット選挙運動解禁ですか、余り時間がありませんので、一つだけ質問いたします。

周知の方法として、いろんなところに周知されると思うんですけども、一つだけ、今、長与町のホームページですか、私も見たんですけども、これをちょっと工夫していただきたいというのが1つあります。なぜかという、今のホームページを4クリックしないと総務省のホームページにつながらないんですよ。最終的には総務省のホームページにつながるようになって

とるんですけどね、これが4クリック押さないといかんというのは、非常にこれ残念だなと。したがって、ワンクリックでつながるような工夫を、県の選管の方につないでいくんですよ。そこからまた総務省に行くというなってるもんですから、もう最初トップページ、ホームページのトップページを工夫されて、ワンクリックでいくような方策をしたらどうかなと思いますけども、その点いかがですか。

議長 (山口経正議員)  
総務課長 総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

大変貴重な御指摘ありがとうございます。実は、ホームページの情報提供につきましては、当面の形で、今提供させていただいてます。県のホームページに行っても国に行かないと中身が見えないという形に今現在なってます。ただ、これは県の方で独自の情報を今後提供されることあるかということで、経由する形をとってるんですけど、御指摘のように、トップページからワンクリックで行けるような方策も検討させていただきます。よろしくお願いたします。

議長 (山口経正議員)  
3番 内村議員。

3番 (内村博法議員)

ぜひよろしくお願いたします。もう時間が来ましたので、これで終わります。

議長 (山口経正議員)  
場内の時計で15時45分まで休憩します。

(休憩15時29分～15時45分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、佐藤 昇議員の 行政課題の進捗状況と今後の展開について、  
使用料・手数料改正について、 自治基本条例制定についての質問を同時に許します。

13番、佐藤 昇議員。

13番 (佐藤 昇議員)

それでは、質問いたします。

まず1点目として、行政課題の進捗状況と今後の展開について質問いたします。

長与町にはさまざまな行政課題がありますが、吉田町長が重要視している情報インフラ、交通機関の充実、中央商店街の活性化など商業機能の強化、図書館の整備等を柱とするコンパクトシティー構想については、策定と実現に向けて努めていると考えています。町内外10名のメンバーによるコンパクトシティー構想推進委員会を立ち上げ、その中で議論されているものと理解していますが、進捗状況と今後の展開を質問いたします。

2番目として、使用料・手数料改正について質問いたします。

この問題は何度も質問していますが、いまだ改正に至っていません。施設の意義、目的によって差異はあって当然であり、住民福祉と受益者負担をどうとらえるのか簡単なことではないと理解しています。しかしこの件は、平成18年位から庁舎内で議論されているものであり、長い時間をかけて検討し、各所管では一定の結論を出し、あとは決済待ちではないかと推察しています。昨年12月議会に提案された消費税部分だけを改正するのではなく、料金についても現状のままよいものと、改正すべきものがあると考えます。昨年の12月議会以降、どのような研究、検討がされたのか質問いたします。

3点目として、自治基本条例制定について質問いたします。

自治基本条例については、町の条例の中で最高規範のものであり、まちづくりの基本的なことが書き込まれたものであります。先進地といわれる自治体、あるいは強いリーダーシップを持っている首長がいる自治体ではいち早く制定されています。議会では議会基本条例策定に向けて検討中で、間もなく制定されます。通常は自治基本条例が先にあり、議会基本条例が後追いするか、自治基本条例を制定する際に同時に制定するのが普通であります。住民との協働を大切にする吉田町長においては、この件について一刻も早く取り組むべきだと思いますが、どう考えているのか質問いたします。以上、よろしく申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

きょう最後の質問者でございますけれども、佐藤議員の御質問にお答えをいたしたいと存じます。

1番目の行政課題の進捗状況と今後の展開についての御質問でございますが、コンパクトシティー構想につきましては、中心市街地の活性化、公共施設の適正配置、公共交通体系の充実、情報ネットワークの整備の4つの項目を大きな柱として構成をしております。この4つの項目は単独で成立するものではなく、お互いに関連性があり、これらの事項を協議するため長与町コンパクトシティー構想推進委員会を、学識者、有識者など10名で設置をいたしております。

委員会の進捗状況につきましては、本年3月18日に第1回目の会議を開催し、長与町の現状について説明をしております。第2回目は5月31日に開催し、会議前に現地視察を行い、事前に配付いたしております計画書、報告書などの資料をもとに、それぞれの項目について各委員の意見等を含め、検討、協議いただいているところでございます。

今後、各項目について、コンパクトシティー構想の基本的な方向性と各項目間の関連性、整合性等について協議をいただき、長与町におけるコンパクトシティー構想として取りまとめ、議会に御報告させていただき、御意見を伺いながら実行計画を立てていきたいというふうに考えているところでございます。

2番目の使用料、手数料改正につきましての御質問にお答えをいたします。この件につきましては、これまでに幾度となく御質問をいただいているところでございます。

議員もご案内のとおり、平成18年度に役場内部組織による現状分析や検討を重ねた結果、その当時は、現下の経済状況などによる家計に対する影響などを考慮し、当面は改定しないとの判断をいたしたところでございました。そのような中、昨年12月議会において、各施設の料金の表記について統一した方がよいのではとの判断で、改正案を上程し、御審議をいただいたわけですが、御理解が得られなかったところでございます。

御質問の昨年12月以降の研究、検討についてですが、個々の施設を所管する部署においてそれぞれ研究・検討をいたしておりますが、最近の経済状況を見ますと、好転の兆しがうかがえるような報道もあっておりますが、現在の状況としましては、この景気が長崎まで回復しているとは感じられないというところでございます。

したがって、今後、全国的及び地域の経済状況などに留意し、消費税率改正時期や個々の施設の状況なども勘案して判断していかなければと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと存じます。

3番目の自治基本条例制定についての御質問でございますが、自治基本条例は、住民主役のまちづくりを目指した自治体運営の基本原則を定めた条例であり、その内容は一般的にはまちづくりの理念、住民や行政及び議会の責務、住民参加と情報共有のための行政手法、最高規範としての位置づけなどが規定されている条例であると認識をしております。

近年、本条例を制定している団体は全国的に増加しているところでありますが、県内市町で制定している団体は1団体のみと聞いておるところでございます。

自治基本条例につきましては、最も重要なことはその実効性であると考えております。住民の責務や権利を規定し、住民主役のまちづくりが担保されるためには、行政が主体的に作るというよりは、住民みずからがつくり上げた条例であるという位置づけが理想的であるものと受けとめております。

本条例制定への取り組みにつきまして、住民主役のまちづくりを進めるためには、既存の条例や総合計画を柱とした各種施策では不十分であるのか、住民の皆様の意見や機運はどうか、また、議員御指摘の議会基本条例との関連などの視点に沿って、今後研究を進めてまいりたいと存じております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

それでは、順を追って質問をさせていただきます。

まず、コンパクトシティー構想推進員10名の方がどういう立場で選任されたのかお示しをください。

議長 (山口経正議員)

企画課長。 (松浦篤美君)

企画課長 (松浦篤美君)  
お答えいたします。10名の構成の内容でございますけども、まず、学識者として大学の准教授、あるいは教授と、その分類としては、経済学の准教授、それと環境関係の准教授、それと情報関連の教授という形で学識者は構成しております。あと、有識者の7名につきましては、長与をよく御存じの方、全体として考えていただける方を基本として選定させていただいております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
今までに2回委員会を開かれてますが、会議時間は何時間程度でしたか。

議長 (山口経正議員)  
企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)  
皆さん10名ということで、なかなか時間が合わない部分もありましたけども、大体午前中とか昼から、午前中が2回、今行っておるところでございます。以上です。

議長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
午前中ではなくて、何時間かけて会議をしたのかと聞いてるんです。

議長 (山口経正議員)  
企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)  
申しわけございません。一応、1回につき3時間程度をめぐりに行っております。

議長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
私は2回目は知りませんが、1回目は2時間ぐらいで終わったと聞いているんですが、3時間だったんですか。

議長 (山口経正議員)  
しばらく休憩します。  
会議を再開します。  
企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)  
1回目につきましては、10時から12時ちょっと過ぎまで行っております。

議長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
 当初予算では会議は5回分予定されていましたが、そのような理解でよろしいですかね。

議長 (山口経正議員)  
 企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)  
 当初予算では一応5回をめどにということで予算組みをさせていただいております。ただ、会議の進捗状況によりまして、少し回数が伸びる可能性はあるかと思っております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
 佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
 そうすると、今2回開かれていて、あとは今後のスケジュールはどのようになっていますかね。

議長 (山口経正議員)  
 企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)  
 現在2回行ってありますが、第1回目は24年度で3月に行っております。25年度としては5月31日が第1回目という形になっております。  
 一応、予定としては大体月1回程度を予定しておるところでございます。

議長 (山口経正議員)  
 佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
 そうすると、月に1回するとなると、9月で大体終了すると理解してよろしいんですかね。

議長 (山口経正議員)  
 企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)  
 一応、目標としては9月後半というふうには考えておりますが、その内容がちょっと確かにボリュームが大きいので、延びることはあるかと思っておりますが、ただ、最大延びても11月ぐらいまでにはある程度の方向性を示したいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)  
 佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
 そうすると、例えば5回で終わるとなると、最後の回はもうまとめですよ。策定案か何か事務方につくって、それを最終的に認めるだけですかね。  
 何を言いたいかといえば、5回の審議で3時間としましょう、1回の会議が。じゃあ、この重要案件に対して、4つ案件がありますよね。それぞれのいろんな協議事項が入っていると。なおかつクロスしたり関連したり部分があって、そんな簡単に結論が出るのかなっていう気がするんですが、その間



に、何かやっぱり事務方として1回間を置いて、きちんと協議事項の途中で素案か何かつくらんばじゃなかとかという気がしてるんですけども。そのままたたたあんと行って、もう成案を策定してしまうという感じなんですかね。

議長 (山口経正議員)  
企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

一応、会議としては5回でございますけども、その間、各委員さんには既に4つの資料等を配付しております。それを事前に検討していただいて、その中の問題点になりそうなところを抽出して会議で話をさせていただくということになるかと思えます。

事務局としては、そのお話をまとめながら、最終的には各項目ごとの更新というのはそれぞれ出るかと思えます。ただ、先ほど言われたように、関連性、整合性の部分については、事務局でまとめて相互の調整を図っていくという形になるかと思えます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

13番 (佐藤昇議員)

私が心配してるのは、例えば3時間であと4回ですよ。もっと延びるっておっしゃってますけれども、今のところ4回じゃないですか。じゃあ、4つ案件があるから、1つの案件について45分ぐらいしかとれんと。それを4回して、町長がおっしゃってる重要案件を済むとかなって心配するわけですたいね、私は。別に文句言うわけじゃなかですよ。だから、これはもう町にとっては大事なことですから、もっとしっかりゆっくりちゅうか、回数をふやさないかんじゃなかとかという気がしてるんですけども、町長はいかがですか。

議長 (山口経正議員)  
町長。

町長 (吉田慎一君)

今、議員がおっしゃるふうに思っただくことは大変ありがたい話だと思っております。私たちも、例えば情報ネットワークの整備等々1つにつきましても、これ1年間ずっと話をしております。これについても、一応事務局としてまとめてます。まとめた案をお諮りして、これについてはどうだろうかというようなことで進めておりました、できればこの部分につきましても、資料、あるいは考える材料というものにつきましても、十分我々所管でその後いろんなこと準備させていただいて、そして御提案をさせていただくというような形でやっておりますので、もし長引く場合は長引かせても仕方がないとは思うんですけども、一応そういう形のスケジュールで進めていってるというのが状況でございます。

議長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
 そしたら、図書館に関しては、選考して検討するという答弁も前あったんですけれども、この件はどうなっていますか。

議長 (山口経正議員)  
 企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)  
 4本の柱のうちの公共施設の適正配置の中でも、図書館の整備というのは一番メインになるところかと考えております。先ほど町長が申し上げまして答弁いたしました、現地に視察を行うというところにつきましては、委員の皆様方に1時間ちょっとかけまして、今まで議会等から御提案があられた候補地等含めて、5カ所の候補地を現地視察をしております。その中で、ざっくばらんな感想、まずそこから入ったわけなんですけれども、そういう形で優先順位を高めて、今検討をお願いしているところでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
 佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
 どこに建てるにしても、用地があるところは単独で建てるのか、生涯学習センターとの合築、あるいは老朽化している老人福祉センターとの問題もあると思うんですけれども、その点もこの推進委員会で協議されるんですか。

議長 (山口経正議員)  
 企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)  
 事務的には教育委員会とよく協議をしながら、また教育委員会の担当課長にもコンパクトシティ委員会の中に入っただきながら、あるいは委員さんそのものに教育委員会における図書館検討委員会のメンバーに入っただきしております。そういうところもありますので、基本的には教育委員会の考え方というのを踏まえながら、例えば希望的にはおおむねこういう話が出ておるといところ、従前からの目安としましては、おおむね3,000平米程度、そのあたりを一定の目安とすべきじゃないのか、あるいは駐車場はやはり駐車台数このくらいがいい、十分にとらないといけないのではなからうかと、そういう視点を一つの基準としながら現地を見ていただくと、そういう作業をしております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
 佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
 3月議会で同じような質問をしたんですけれども、ほとんどの案件に対して、コンパクトシティ構想推進委員会で検討するという町長の答弁であって、若干問題を先送りにしたのかなと、決断できる部分もあったんじゃないかなと私は思ってるんですね。  
 図書館に関しては、前町長は大体腹を固めていたんですよということを言

っても、推進委員会で検討するというので、それはそれで構わないんですけどね。しかし、今までの話を聞いてみると、たった5回の会議で、顔合わせもありますので6回ですたいね、去年の3月もありますから。重要案件を、その方向性を決めていいんですかと。結局、専門家を集めて、こっちの事務方が考えていることを、お墨つきをもらうだけの委員会じゃないのかなっていう、ちょっと懸念を私はしてるんですよ。だから、その辺については、町長どう考えてるんですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員御指摘のとおり、このいろんな情報ネットワークの整備というのも、私たちずっとやってきておるわけでありまして。その中に、中心市街地の活性化とか、いろんなものが重なっているというようなことでございますので、所管は所管としてずっと研究をしております。その中で、有識者、そして専門者、そういう方々の御意見を拝聴しながら、結果的にはやはり理事者であるこちらの方で判断をせんといかんというのございます。ただ、その前に、やっぱり広く皆さん方の御意見を聞くというようなことは肝要かと思うんです。そういう意味で、資料等々踏まえまして、十分なる資料、どこまでいけるかわかりませんが、そういったものを見、また現地を見ていただきながら、広く御意見を伺っておるというところでございます。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤昇議員)

もう一つ心配なのは、各専門、専門はいらっしゃるんでしょうけれども、全体をまとめてくれるリーダーみたいな人がいらっしゃるのかなということと、ある分野では専門だけれども、こっちは全くわからんよという人の中に入れて、言葉悪いかもしれんけど、役に立つとかなっていう気がするわけですたいね。その辺の使い方とか、何ていいますか、一分野ではひいでとつともかもしれませんね、でもほかの分野はもうちょっと、そういう大きなことを決め切れないよという人もいるかもしれませんわけですたいね。ですから、これはどんな形になるんです。合議制なんです、一つ一つ案件を事務方が提案して、一つ一つつぶしていくという形なんですかね。会議のやり方としては。

議 長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興部 長 (山田譲二君)

4つの項目がございまして、その中を一つ一つつぶしていく。その中でも全体で整合性を持たせないといけないという形で考えております。

御指摘のすべてを知っておられるリーダー的な委員さんがおられるかということにつきましては、どちらかといえば、項目自体において教養のある方、知識のある方、そういう形がより専門的だろうかと思います。委員長におき

ましては、全体的な視野で、例えば商業とかそのあたりも含めて、商業、あるいは公共施設、あるいは町の、何といたしまして、まちづくりといたしまして、そういう委員長に御就任いただいておりますものという形で考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

そうすると、町長にお聞きしますけれども、この委員会の結論というか、何か構想の成案っていいですか、が出てくると思うんですね。その結論を尊重して進めていくのか、もう一回町長の判断もその中に、その後で入ってきて、そこで決断するのか、その辺を教えてください。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

今、議論をしていただきますのは、純粋に長与町をどうすべきかというようなことでございます。したがって、その観点から、動線をどうあるべきか、公共施設用地はどうあるべきか、商業施設どうあるべきか、あるいは情報インフラはどうあるべきかというような観点から議事を進めていただいているわけでございますけれども、最終的には、この中に入っていないのは財政でございます。財政状況というのは当然ありますので、そのあたりは町じゃないとわかりませんので、最終的にはそのあたりを加味した形での町の判断になるかと思えます。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

ちょっと聞き漏らしたんですけれども、この委員会の成案っていいですか、それはいつでき上がる予定ですかね、再度お願いします。

議長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)

この成案につきましては、年度内、第1回目の会議の中でスケジュールを示しておりますけれども、来年の1月という形で考えております。

このコンパクトシティー構想の構想実態につきましては、さきに、いわゆる基本構想の策定に関する条例を、そういう形で条例を御了承いただいたわけなんですけれども、結局、最後はそこに結びついていくのかなと。そして、予算どりというような形になるのかなという形で考えております。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

1月策定となると、その後に庁舎内でまたもむわけですから、ちょっと来年の予算には間に合うんですかね。町長のお考えをお聞かせください。

議 長 (山口経正議員)  
町長。

町 長 (吉田慎一君)  
今回いろんな形のものを決めていくんですけども、その中の一つとしまして、情報ネットワークの整備というのがあるわけですけども、それにつきまして、少しきょうお話をさせていただきたいと思ってます。

私が考えてます情報ネットワークの整備ということにつきまして考えておりますのは、一つはコミュニティーFMの立ち上げというふうなことを考えてます。さきの長崎大水害、東日本大災害でも最後に役に立ちました媒体はラジオでございます。それが実証されたわけでありまして、その評価は非常に高いと、それは風雨に影響されない、停電でも作動する、持ち運びが楽と、こういったことございまして、このFMラジオが全世帯に配布し、防災情報、地域の問題を奥内まで確実に伝えたいということで、ラジオは安価であるというようなことを含めまして、この部分を一つ考えておるといところでございます。

そして、もう一つは、テレビを利用した御高齢者の見守りと、弱者支援のためのインターネットテレビということを考えておりまして、テレビ画面の操作でタブレットよりも画面が大きくて操作負担が簡単で易しいと、双方向で意思疎通が図られるので高齢者の活動状況の把握ができると。それと行政からの情報を流せるということでございます。また、安い費用のほかに、県のモデル事業として取りかかることによって、助成が受けられるということで、現在では上五島町で取り組みが行われているわけでございます。

こういったことも商店街活性化にどうつながっていくかとか、それから、公共施設の適正配置にどうなるかというようなこともありますので、こういったものを一つ一つ吟味しながら、実は作業を進めておるといところでございます。

議 長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
丁寧に説明をいただきましたけれども、1月に策定して来年の予算に間に合うんですかって聞いているんです。

議 長 (山口経正議員)  
企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)  
全体構想の策定につきましては、今、申し上げました1月ということでございますけれども、その中でも、いわゆる優先して実施させていただきたいという、全部が最後まで待たないといけないのかという、これもまたその整合性を図りながら項目出しをやっていければ、早く実効性を、効果が出てくるのではないだろうか、そういう気持ちを持っております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

13番 佐藤議員。  
（佐藤 昇議員）  
わかりました。  
では、2つ目の問題に移ります。使用料、手数料については、今のところ  
議 長 改正は考えていないということでとらえてよろしいんですかね。  
（山口経正議員）  
総務部長 総務部長。  
（中山祐一君）  
この使用料、手数料の改正につきましては、来年の4月、消費税が上がる  
という方向で行ってるみたいですので、前々回ですか、12月議会で表記の  
一元化を図るような条例を出して、もう一回再考すべきという判断をいただき  
ましたので、来年4月に向けて、条例関係提案しなくちゃいけないって  
いうのはわかっておりますので、12月をめぐりに、再度各、今所管が検討して  
おりますことをまとめまして、条例を上程させていただきたい。今度8%に  
なりますと、また端数が中途半端になってきますので、できればその辺もき  
れいな形でやりたいというふうに思っています。

議 長 それと、この施設の使用料関係につきましては、消費税等につきましては、  
課税標準額に対する消費税額と仕入れ控除税額を同額とみなすという消費税法  
の特例がございますので、実際は納税の義務もないわけです。そういうこと  
で、その辺は100円単位になるか10円単位になるか、その辺、まだ今  
からもう一回考えないといけないと思いますけれども、12月の上程を目指  
して調整を図ってまいりたいというふうに思っております。

議 長 （山口経正議員）  
佐藤議員。  
13番 （佐藤 昇議員）  
昨年12月議会では、25年度か消費税が上がるときに改正を考えてい  
るという答弁だったわけですかね。それが25年度中はなくなって、消費  
税が上がるときにということで、再度確認をしてよろしいでしょうか。

議 長 （山口経正議員）  
総務部長 総務部長。  
総務部長 （中山祐一君）  
26年4月1日施行という形で進めてまいりたいというふうに思っており  
ます。

議 長 （山口経正議員）  
佐藤議員。  
13番 （佐藤 昇議員）  
消費税が上がるときに改正する理由は何ですか。

議 長 （山口経正議員）  
総務部長 総務部長。  
総務部長 （中山祐一君）  
現在の条例で結局5%ということでされてますので、必ず条例改正必要に

議 長 になってまいりますので、それに合わせてということで考えております。  
(山口経正議員)  
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)  
私もやるなら一遍でしないと、例規集を差しかえるだけでも50万も60万もかかるということですので、それはそれで1回で済ませたいという考え方なんですけれども、ただ、さっきもちょっと出てましたけれども、受け取った、預かったちゅいいいますか、預かり消費税を町は納税する義務はないんですね、表示の義務はあっても。ですから、そのまま収入になるんですね。消費税が上がるときに改正するちゅうのは、消費税が上がるのなら仕方ないという利用者を、ある意味納得させるのに都合がいいんじゃないかということと、非常にある意味こそくだなと思うんですね。そういうことは関係なくてやっぱり変えんばもんは変えんばと。きちんと案件ごとに精査ばして、そのまま据え置くもんは据え置いていいんですよ。ただ、何ていうかな、一部負担してもらうものは負担してもらうとか、安過ぎるばいとか、そういう結論を出すべきだと私は考えてるんですけども、町長、いかがですか。少しこそくだと思いません。

議 長 (山口経正議員)  
町長。

町 長 (吉田慎一君)  
そうじゃございません。実は、本来ならば、議員のおっしゃるとおり、昨年12月議会において御審議をいただきまして、御理解が得られなかったわけでございますけれども、もし御理解が得られてるということであれば、その時期についてもまたきちとした形での発表ができたかと思うんですけども、今回、御理解がなくて、それで我々としてももう少しそれについては精査する必要があるんじゃないかと、議員の御指摘のとおりですね。ということでございますので、であれば、今言いましたように、時間かけて平成26年度実施という方向でやっていければ一番いいんじゃないだろうかということでございます。

議 長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)  
料金について、町民が無料の分がたくさんありますよね、それはそれで非常に結構なことだと思うんですね。ただ、今から財政はだんだん厳しくなっていて、出す方も頭割りすればそがんかからんわけですたいね。実際は冷房代は頭割りして払いよるわけでしょう、冷房代と暖房代は。だから、そういうもんも含めて、やっぱり館ごとの損益はみんな出してますよね、どれぐらいの赤字が出てるとか。ですから、そういうのももう一回精査をして、やっぱり町長が方針を決めて、きちっと町民からも世話になろうやかというぐらいの気持ちを、私は持っていいと思うんですね。ですから、子育てとかそがんことには出しますけれども、こっちは使うた分はちっとは払うてくれな

議 長 (山口経正議員)  
 町 長 (吉田慎一君)  
 議 長 (山口経正議員)  
 13番 (佐藤 昇議員)  
 議 長 (山口経正議員)  
 生活福祉部 理 事 (益富雅彦君)  
 議 長 (山口経正議員)

いというのがよかと思うんですけど、その辺いかがですか。  
 町長。  
 (吉田慎一君)  
 そういう御指摘いただきまして、ありがとうございます。大変やっぱりいろんな面で支出がふえていく中で、やはり収入というのも考えていかなくちゃいけないわけで、だから、利用者分の負担という分については、応分の負担もいただくような形で検討を重ねていきまして、そこに整合性があるような形じゃないと、やっぱり町民の方は理解していただけないので、そのあたりもう少し研究させていただきたいというふうに思ってます。  
 (山口経正議員)  
 佐藤議員。  
 (佐藤 昇議員)  
 では、ちょっと具体論に入りますが、ごみ袋代につきましては、前担当部長は全国平均で1枚40円から45円が普通であると。本町の17円と15円は安過ぎると考えていると答弁がされてます。分別をしっかりと、生ごみも自分で処理をし、可燃ごみはほとんど出さない人がいます。毎回出す人もいます。その運搬処理費用は皆の税金で平等に支払っています。このような観点からも、少し値上げをしてもいいんじゃないかという、当時の部長もおっしゃっていました。ですから、この点については、大体結論が出るんだろうと私は思ってるんですね。ですから、時津町との兼ね合いもありますよね。今からまた共同で処理していくわけですから。その一遍に40円というのは僕らも到底受け入れられませんかでしょうか、その点については、今の時点でどうなってるのかお聞かせください。  
 (山口経正議員)  
 生活福祉部 理 事 (益富雅彦君)  
 御指摘の件につきましては、以前総務委員会でも若干御説明をさせていただいたことがあったわけでございます。この使用料、手数料の見直しにつきましては、やはり今おっしゃられますような受益者負担という観点からも、料金の改定が必要ではないかということで、平成18年に一度精査をしたあとに、環境対策課独自で準備もしたという経過もございます。その分がならなかったわけですがけれども、現在は、今議員さんおっしゃられますように、平成27年に4月をもちまして新焼却施設が稼働をいたします。それに向けて、今構成町会議の中でごみ袋の問題も一つの協議の項目として上げております。時津、長与、袋の作成、料金体系について、今度新施設ができるに当たりまして、もう少し検討をいたしまして、可能な範囲で両町の料金体系統一、それから、ごみ袋についても統一ができないものかということで協議をいたしておりますが、その分については、まだ今検討中ということでございます。以上でございます。  
 (山口経正議員)



佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

ちょっと参考までにお聞きしますが、長与町はほほえみの家で印刷をしますよね、ごみ袋。時津町は一般印刷屋に発注されてるんですか、そうすると、仮にそうだとすると、印刷料がうちの方が大分コストが高いですよ。だけど、うちはそのような目的ではなくて、別の意味でそこに発注をかけてるわけですから、時津町がそこにわかって入ってくれるのかなと、ですから、共同でつくるのは極めて、私は厳しいんじゃないかと、コスト面からですよ、その辺は今からの協議ということですか。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。生活福祉部理事 (益富雅彦君)

確かにおっしゃられるとおりでございます、そこら辺が最終的にはネックになってくる部分かなとも考えますが、組合の方としても、議論を深めますということもございますので、その中で協議することはやっぱり必要じゃないかというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

次の件は、質問趣旨からちょっと遠ざかるかもしれませんが、これ町長と議論せんばですよ。町営プールがありますよね。これの存在する意義は私はよくわかるんですけども、余りにも毎年の赤字が大きいと判断していません。やっぱり財政的な観点から、残念ではありますけれども、廃止を含めて、もうそろそろ検討せんばいかんじゃないかと思うんですが、これが一年じゅう稼働しとけば、また利用価値はあるんでしょうけど、たった夏の2カ月かそこらでしょう。その辺を、別のところに、長崎市にもそういう施設はあるし、各小学校も夏場はプールを開放しますよね。期間は別として。ですから、そういう観点からは、もうそういうことでいいんじゃないかなと思うんですが、吉村教育次長がいらんでますので、議長、ちょっと指名してください。

議 長 (山口経正議員)

教育次長。教育次長 (吉村邦彦君)

実は、プールについては以前からずっと御説明を差し上げておまして、確かに今、7月の15日から8月末まで、結構赤字を抱えてる。ただ、私どもとしては、やっぱり行政が運営をするということとはとんとんが一番いい形だろうと思います。ただ、プールの場合は安全性をまず第一に考えていかないといけないんじゃないかということで考えておりますので、今のような状態になってる。ただ、私がずっと申し上げておったのは、やっぱり一番使ってるのは子供たち、子供たちの夏の楽しみを少しでも拡大っていうか、そういった形で提供してやればということで思っております。特に、本町では海水浴場という場所がないものですから、できれば、今の気持ちとしては、

せめて長与町のプールだけでもオープンを続けていければということで、  
 今まではずっと答弁をしてきたところでございます。

議 長 (山口経正議員)  
 佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
 担当所管としてはそういうことでしょうかね。総務課関係の方はどうですかね。決算を預かる方の考えを聞きたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
 財務課長。

財務課長 (宮崎 望君)  
 予算ってというか、財政を預かる立場で答えるということですが、それは、費用対効果といいますか、収入に対して経費が幾らかかるっていう収支比率でいいですか、それは平成18年同時の検討委員会等でいろいろそういう率も出した経緯はございます。しかし、今教育委員会サイドの方から、やっぱりそういう夏の子供たちの一つのためっていう事情もわかりますので、今後はいろんな施設等々もございますけども、その点については、先ほど総務部長の方からありましたように、各施設等の存在意義、収支比率等々も含めて、今後は検討していかなければならないんじゃないかなというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)  
 佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
 私は問題提起をしたわけですので、今後、そういう面も含めてしっかり協議をして結論を出していただきたいとこのように思います。  
 3番目の質問に行きますけれども、よくわからなかったんですが、これは取り組むんですか、取り組まないんですかね、結局。あのですね、前町長は私22年に1回してるんですね。ちょっとかみ合わなかったんですけど、まちづくり基本条例ちゅうことで出して、ちょっとかみ合わなかったんですが、前の町長は先進自治体の状況を参考にしながら研究していきたいと答弁してるんですね。ですからお聞きしますけど、その後どういう研究がなされて、現状どうなっているかを、まず教えてください。

議 長 (山口経正議員)  
 企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)  
 平成22年からの検討の状況ということでございますけれども、具体的に先進地に赴いたり、そういう具体的なアクションは今までとってきたところではございません。全体的な全国の状況も、今や300自治体程度に策定が迫っておろうかと思っておりますけれども、そのような状況を見ながら、今その推移を見守ってるところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)  
 佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
 それで、ちょっと、さっきの最初の答弁がよくわからなかったんです。今後研究するという事で理解してよろしいんですかね。

議長 (山口経正議員)  
 企画振興部長。 (山田譲二君)

企画振興部長 先ほど答弁しましたとおり、この条例の住民参加のまちづくりという視点からの条例の必要性というのが、全国的には増加しておるといふ傾向もございます。議員御指摘のとおり、議会基本条例も同じようなテンポでふえておるといふことで理解しております。

県内では1団体、既に対馬市がつくっておられるようでございまして、例えばお隣の長崎市さんでは2年後ぐらいめどにこの基本条例をつくろうといふことで、いろんな作業をなされておられます。

先ほど町長が答弁いたしました研究というのは、もう少し踏み込んで研究、検討ということになるかと思っておりますけれども、そのようにして取り組んでいきたいと思っております。具体的には本年度共同の取り組みの推進会議も発足させますので、まずはそのあたりで住民の代表者の方もおられますけれども、皆様の御意見を聞きながら、そして最後には、何といたしましよ、この条例自体は行政側が勝手につくるといふものではなくて、やっぱり住民の権利とか責務、そのあたりが一番重たいところになりますので、どうやって住民のコンセンサスを得るのかということをお念しながら、具体的な研究、検討を進めていきたいという形で考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
 佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
 部長のおっしゃるとおりだと思うんですね。これは住民の代表ちゅうか、何人かが入って、そっちを中心に盛り上げていくということが大事だと思うんですね。ですから、短期間ではできんということで、少し時間がかかるのかなと思っておりますので、研究はもう部長も課長もわかってらっしゃるといふんです、どういうものかというのは。後はどのような形で進めていくかということでしょう。私はしっかり進めていっていただきたいなと思ってるんですが。

なぜ私がつくれっていいのかといふと、じゃあ、その前にちょっと聞きましようかね。町長は自治基本条例って、町長になる前から知ってました。いつこれを知りました。

議長 (山口経正議員)  
 町長。

町長 (吉田慎一君)  
 存じ上げておりませんでした。町長になりまして、この1年間の間にそういった言葉等々を学んできたわけでありまして、今ありましたように、協働のまちづくりとか条例とか、町がやっています基本計画、こういったものござ

いますんで、そういったものと、またこの条例につきましては、もっとも大きな、自治基本条例というのは大きな条例でございますんで、これにつきましては、やはり一般の町民の方々がどんなふうな形の反応を示されておるのか、そういうのが私はまだわかりませんので、そのあたりも含めて、所管とも一緒になって研究させていただきたいというようなことでございます。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

私も議員になるまでは全く知りませんで、先進地も二、三カ所見せていただいて、なるほどなということで勉強させていただきました。なぜ、私は制定していけばいいんじゃないのかということ、やはり基本的な事項を全部包み込んだ条例というのはないんですね。一本一本はありますけれども、それを全部網羅したのが自治基本条例で、あるいはまちづくり基本条例であるということで必要だと思うんですね。それと、いろんな理念があるんですけども、最高規範性という部分と住民との協働とってあるんですが、つくってしまえば、あとはどがん生かすかちゅうのがもっと大事なんですけども。私はやはり前向きに策定に向けて取り組むべきだと思うんですね。町長、いかがですかね。やるって言いましょうよ。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員が御指摘のように、この分については十分私も前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

終わります。

議 長 (山口経正議員)

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 16時39分)